

12月11日（第1号）

○議長 知念富信君 ただいまから平成30年第4回南風原町議会定例会を開会いたします。

開会（午前10時00分）

○議長 知念富信君 これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって15番 大城真孝議員、1番 玉城 勇議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 知念富信君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの11日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、会期は11日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでございます。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第3．議長諸般の報告を行います。平成30年第3回定例会から本日までの諸般の報告をお手元に配付されているとおり、事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。その中から2ページの3番目、沖縄県市町村議会議長会定例総会が10月10日、パシフィックホテルで開催されました。同じく4番目、町村議会議員事務局職員研修会と交流会が10月12日、サムシングフォー西崎において開催されました。同じく7番目、はえばるふるさと博覧会実行委員会が10月29日、中央公民館で開催されました。3ページ、9番目、西原町総務財政常任委員会が11月2日、行政視察に訪れ、総務課の出席を求め、活発な意見交換を行いました。同じく12番目、町民ファッションショーが11月4日、はえばるふるさと博覧会で行われ、議長と7人の議員が参加いたしました。同じく13番目、町村議会広報研修会が11月8日、自治会館において開催され、広報常任委員会6人が参加しました。同じく15番目、第37回全国離島振興市町村議会議長会議長全国大会、第62回全国町村議会議長全国大会が11月20日から23日の日程で行われ、私と事務局長が参加してまいりました。

次に、南部水道企業団、東部消防組合、南部広域市町村圏事務組合、那覇市・南風原町環境施設組合、南部広域行政組合、介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合のそれぞれの一部事務組合議会の報告が提出されております。

また、町監査委員から例月出納検査結果の8月、9月、10月分の報告書が提出されておりますので、各自ごらんになっていただきたいと思えます。

次に、平成29年第3回定例会以後に受理しました陳情3件のうち2件については、12月6日に配付しました陳情書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託し、1件については、議会運営委員会に付託しましたのでご報告いたします。以上をもって諸般の報告いたします。

日程第4．町長の町政一般報告

○議長 知念富信君 日程第4．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がございましたので、これを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。それでは町長にかわりまして、私のほうから町政一般報告をさせていただきます。

初めに総務部総務課関係について申し上げます。10月12日の平和の日を記念し、戦争の
ページ(1)

12月11日（第1号）

悲惨さ、命の尊さ、平和の大切さを伝え発信するため、10月9日から10月16日までの間、役場町民ホールで「平和の日パネル展」を開催しました。また、小学校・中学校では、10月12日の給食時間に校内放送で、南風原町平和の日について制定理由、目的等を説明し、児童生徒の皆さんに平和について考えてもらう時間をつくりました。今後も南風原町民平和の日を通して平和の尊さを広めていきます。12月8日に、「南風原町内の環境美化の促進と美化啓蒙活動」として、ちゅら島環境美化町内一斉清掃を開催しました。町内外の事業所の皆さんを中心に、624名の参加があり、黄金森公園周辺の草刈りと清掃を行っていただきました。

次に企画財政課関係について申し上げます。11月8日に南風原高等学校の総合学習として、まちづくり出前講座を3年生240名余に対し実施しました。租税教室、子ども支援、子の発達、よくわかる選挙、戸籍についての5テーマ7講座から1つの講座を選択する形式で行い、各課担当職員が講師を務めました。生徒からは「普段授業では教えてもらうことのない分野を学ぶことができた。」「将来役に立つと思う」などの感想がありました。11月20日に公益財団法人おきなわ女性財団の協力を得て、沖縄キリスト教学院大学の新垣誠教授を講師として、はえばるの「男女共同参画」を考えるをテーマに講演会を開催しました。約60名の町民の皆様や職員等の参加があり、男女共同参画への意識啓発を図りました。12月4日に町女性団体等交流会を開催し、各種団体より13名の参加者がありました。交流会では去る10月に沖縄県海外女性セミナー「女性の翼」に参加された仲宗根廣美さんより研修報告を行い、また地域活性化助成事業等についても情報共有を行い、活発な意見交換が行われ有意義な交流会でした。

次に民生部こども課関係について申し上げます。待機児童の解消に向けては、定員90名の認可保育園2カ所の設計監理業務の入札を終え、順調に作業を進めております。また3カ所目で計画していました90名定員の認可保育園について、11月27日に町子ども子育て会議を開催し、小規模保育園4園の整備とする計画に変更しました。現在、その公募を行っております。第二次南風原町地域福祉推進計画の策定につきましては、住民参加による議論を経て素案を作成した後、南風原町地域福祉推進計画策定委員会に諮問いたしました。11月19日に同委員会より答申を受けましたので、本議会に議案として上程しております。11月27日に、町内認可保育園の全14園のご理解とご協力のもと「災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書」を結ぶことができました。今後、大規模な地震、風水害が起こった際に、乳幼児を持つ家族などが避難できる場所として活用してまいります。

次に保健福祉課関係について申し上げます。小学校5年生と中学校2年生を対象に、学童生活習慣病予防健診を9月1日、9月15日、10月6日に実施しました。小学5年生は476人中187人が受診し、中学2年生は456人中123人が受診しました。保護者からは「健診結果を見ながら説明を受けたので、自分のこととして聞くことができた。」「食事内容を考えるきっかけになった。」「甘い飲み物をよく飲むので、子どもと話し合っていたい。」との声が聞かれました。今後も生活習慣病予防の周知・啓発を行い、学童期からの健康づくりを推進していきます。11月28日に町社協との共催によるミニデイサービス利用者交流会を実施しました。高齢者296人、ボランティア145人が一堂に会し、交流を通して親睦を図り、お互いの健康を確認し合うことができました。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。工事関係は、宮平川切梁鍍止工事を11月29日に契約し、今年度で塗装工事を完了する予定です。計画関係は、南風原南I・C周辺地区事業化方針（案）策定で11月27日に中央公民館において3回目の住民意見交換会を行い、国道507号バイパス東側（字照屋側）の将来土地利用について、地権者と意見を交え同意を得て、まちづくり構想実現に向け取り組んでいくことを確認しました。

次に都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係の工事は、町道73号線の道路改良工事を11月12日に契約しました。用地物件補償では、町道73号線と5号線で各1名が完了し、町道10号線で1名と契約しました。街路事業関係は、津嘉山中央線1工区の工事1件を12月末完了に向けて取り組んでおります。また、用地物件補償2名が完了しました。公園整備事業は、黄金森公園において11月28日に園路整備工事1件が完了し、新たに陸上競技場屋根整備工事を12月4日に契約しました。津嘉山公園は、園路整備工事1件を11月14日に完了、新たに園路・排水溝整備工事を10月2日に契約しました。石油貯蔵施設立地対策等事業は、宮平川下流の側道舗装整備工事が11月16日に完了しました。

次に区画下水道課関係について申し上げます。土地区画整理事業は、11月9日に造成工事1件と11月30日に道路築造工事1件が完了しました。10月1日に造成工事1件の契約を行いました。下水道事業は、工事が10月31日に津嘉山地内の雨水・汚水幹線工事1件、汚

12月11日（第1号）

水管布設工事1件が完了しました。新たに照屋地内の雨水幹線工事1件を11月13日に契約しました。委託業務では、11月30日に津嘉山・山川地内の污水管調査設計委託業務が完了しました。新たに照屋地内の雨水幹線工事に伴う磁気探査業務を11月14日に契約、11月8日には污水の水質・水量及び町内の特定事業場等の水質調査委託業務の契約を行いました。

次に産業振興課関係について申し上げます。農政関係は、11月2日に平成30年度第44回沖縄県畜産共進会及びおきなわ山羊品評会が開催され、畜産共進会において、乳用牛若雌第2類で優秀賞第2席を受賞し、おきなわ山羊品評会では、若齢雌部門で優秀賞第1席と畜産改良協会賞に輝き大変優秀な成績をおさめました。商工関係は、11月3日から4日に、「第20回はえばる2018ふるさと博覧会、第16回福祉まつり、第28回児童館まつり」が中央公民館と文化センター、同施設駐車場を会場として開催され、中央公民館でかすりの女王コンテストや町民ファッションショー、屋外特設ステージで多彩なイベントが行われるなど、大勢の町民が会場に集い、ふれあい、連帯感を高め、まちづくりの推進が図れました。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。町体育協会関係は、10月7日行われました「第53回島尻郡体育大会の陸上競技で、「壮年の部」優勝、「夏季・秋季大会の総合」で本町が優勝を勝ち取りました。選手の皆様お疲れさまでした。11月30日に株式会社名古屋グランパスエイトの小西工己代表取締役社長が来庁され、来春季キャンプの受け入れについて申し入れがありました。調整の結果、キャンプインは来年2月上旬を予定しております。11月12日に教育事務点検評価第1回審議会を開催し、各委員への委嘱状交付と「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についての諮問を行いました。平成31年2月までに答申される予定となっております。町育英会へ対する寄付金が、9月27日にJAおきなわ津嘉山支店のチャリティーゴルフ実行委員会様、10月10日に南風原中学校第38期卒業生様、11月12日に南風原町商工会様、また、11月27日には有限会社アカミネ様、12月7日にJAおきなわ津嘉山支店養豚生産部会様より町へご寄附がございました。本町の教育振興のために活用してまいります。

次に学校教育課関係について申し上げます。平成29、30年度文部科学省指定道徳研究における、最終年次の公開授業と研究発表会を9月28日南風原中学校、10月16日南星中学校、10月31日に北丘小学校と南風原小学校、11月16日に翔南小学校と津嘉山小学校で行いました。発表会の会場では、研究主題である「主体的・対話的で深い学び」を実現する道徳教育の取り組みと、「考え、議論する道徳」の実践発表に、県内小中学校から1,000名余の教職員が参加し、熱心な意見が交わされました。11月9日に県庁講堂において、平成30年度沖縄県教育関係職員表彰式が行われ、町内から津嘉山小学校の仲座千恵子教諭、北丘小学校の高木かおり教諭が優秀教職員として受賞されました。今後のさらなる活躍を期待します。12月9日「教育の日」に、午前中は学校公開日として授業参観及び学力向上推進実践発表会、午後は町立中央公民館黄金ホールにおいて教育長表彰を行い、家庭学習を頑張っている児童生徒143人を表彰し、保護者を初め多くの方々が激励しました。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。10月4日から23日まで南風原文化センター特別展示会「暗やみに光りを灯した人」杉原千畝展を開催しました。「命のビザ」を発給し、多くのユダヤ人の命を救った杉原氏の活動に、訪れた人たちから感銘の声などが寄せられました。10月18日から10月27日の日程で第25回南風原町青少年交際交流事業が町長を団長に引率2名、中学生10名、計13名をハワイに派遣しました。歴史文化を学ぶことで外国から見た日本について学んだり、ホームステイや体験入学では現地の皆さんに家族同様親切にしてください、言葉が異なっても心が通じ合えるすごさを知りました。12月19日に報告会を予定しております。

以上を申し上げ、平成30年第4回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で9月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をおつけしておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で終わります。

○議長 知念富信君 以上をもって、町長の町政一般報告を終わります。

○議長 知念富信君 これから議案の上程に入ります。

日程第5．議案第54号 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第5．議案第54号 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を

12月11日（第1号）

求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第54号 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、社会的なニーズの高まりに対応し、町民や関係機関連携による地域福祉活動の充実を図ることを目的に、指定管理者制度を導入することから改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第54号 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。まず、新旧対照表をごらんください。改正項目について説明いたします。

南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例（平成2年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。第5条に次の1号を加える。（5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業。第7条中「この」の前に「この条例に定めるもののほか、」を加え、同条を第22条とし、第6条を第21条とし、第5条の次に次の15条を加える。

（利用できる範囲）第6条 児童館を利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。（1）児童及びその保護者。（2）子ども会等児童団体。（3）児童の健全育成団体。（4）前各号に定めるもののほか町長が必要と認めた者。

（開館時間）第7条 児童館の開館時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び南風原町立学校管理規則（平成13年南風原町教育委員会規則第1号）第3条第1項第4号から第7号に規定する休業日（以下「休業日」という。）を除く。）は、午前12時から午後6時までとし、土曜日及び休業日は午前9時から午後6時までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）第8条 児童館の休館日は、次のとおりとする。（1）日曜日。（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。（3）慰霊の日（6月23日）（4）1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで。2 前項の休館日は、町長が必要と認めるときは変更することができる。

（指定管理による管理）第9条 児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、町長が指定管理者にこれを行わせることができるものとする。

（指定管理者への適用）第10条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第4条の規定の適用については、指定管理者において、館長その他必要な職員を置くものとする。2 指定管理者による管理の場合における第5条、第6条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。3 指定管理者による管理の場合における第7条の規定の適用については、同条中「町長が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て」と読み替えるものとする。4 指定管理者による管理の場合における第8条の規定の適用については、同条中「町長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て」と読み替えるものとする。

（指定管理の業務）第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。（1）第5条に規定する事業の実施に関する業務。（2）児童館の利用の許可及び許可に関する業務。（3）児童館の利用の許可の取消等及び立入の制限等に関する業務。（4）施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務。（5）その他町長が必要と認める業務。

（指定管理者の指定の申請）第12条 第9条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）第13条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に該当するもののうちから、最も適切に児童館の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。（1）事業計画書による施設の管理運営が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。（2）事業計画書の内容が、施設及び設備の効用を最大限に発揮するものであること。（3）事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。（4）その他2第2条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

12月11日（第1号）

（協定の締結）第14条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長と当該児童館の管理及び運営に関する協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成）第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。（1）施設の管理業務の実施状況及び利用状況。（2）施設の管理及び運営に係る経費の収支状況。（3）前2号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要な事項。

（指定管理者の指定の取消し等）第16条 町長は、指定管理者が法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、町長は、その賠償の責めを負わないものとする。

（指定管理者の指定又は取消しの告示）第17条 町長は、第13条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は前条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

（指定管理者の原状回復の義務）第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第16条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害の賠償）第19条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により児童館の建物、設備、備品その他物件を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を町長が必要であると認める事項を記載した書面により町長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（秘密保持義務）第20条 指定管理者及び児童館の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、児童館の管理に関し知り得た個人情報適切に管理するとともに、当該個人情報その他児童館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が当該児童館の管理業務を退いた後も同様とする。

附則（施行期日）1 この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）2 この条例の施行前に、改正前の南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。以上が今回の条例の改正の項目でございます。

お配りしました資料をごらんください。今回、児童館の設置及び管理に関する条例の改正については、指定管理者による児童館の運営も可能にするということで、児童館の管理を指定管理者が担う場合、指定管理者の遵守事項等、そういった部分をこの条例に盛り込んでおります。指定管理制度を導入するのに、なぜそのような方向性で来たかということで、まず資料をごらんください。ことしの10月ですが、1枚目、真ん中に黒い矢印がありますが、「地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館のさらなる機能拡充を目指し」とあります。児童館の機能を拡充していくということで、ことしの10月、児童館ガイドラインが改正されました。10月1日に発出されましたが、素案の段階から、ことしの始めごろから、既に内容等については、我々もこうなるということを把握しておりましたので、この改正ガイドラインに沿った形での児童館の運営に関しては、現状の直営での児童館の運営費ではなく、指定管理による午前中の時間帯、あるいは夜の時間帯、それから地域のボランティア等の学習支援や、あるいは子供の支援等をされている団体等にも、広く活用してもらえようという方向で考えた結果、指定管理制度の導入を考えました。資料1枚目の真ん中の児童館ガイドラインの改正のポイントというところで、下に6つほどありますが、例えば左側の真ん中、児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特定を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理したと。それから、子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示しています。右側の上のほうでは、児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を、児童館職員に求めるものであります。それから、子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体

12月11日（第1号）

験の取り組みの実施等、内容が追加されています。

ページをめくっていただきまして、第1章の総則が新設されまして、理念、目的、施設特性という形で示されております。第3章の児童館の機能・役割という部分では、2 子どもの安定した日常生活の支援とか、3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応ということで、児童厚生員に求められている部分でございませぬ。4 子育て家庭への支援ということで、子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援することという部分も示されています。さらに、5 子どもの育ちに関する組織や人のネットワークの推進ということで、地域組織活動の育成を支援し、地域の子どもの健全に育成する拠点として、児童館はその役割を担うことということが示されております。

3ページの第4章の児童館の活動内容の4 配慮を必要とする子どもへの対応というところで、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境について配慮すること。家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応、不適切な養育等や虐待が疑われる場合、子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、関係機関等との連携により、適切な支援を行うこと。障害のある子どもの利用に当たっては、合理的配慮に努めること。5 子育て支援の実施ということで、子どもと保護者が自由に交流できる場を提供し交流を促進すること。乳幼児を対象とした活動の実施や、乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取り組みを推進すること。地域の子育て支援の包括的な相談窓口としての役割を果たすことということが示されております。第5章の児童館の職員の3 児童厚生員の職務として、子どもの育ち・子育てに関する地域の実態把握、子どもの遊びの援助や子どもと子ども集団の主体的な成長への支援や、特に援助が必要な子どもへの支援、子どもの遊びや生活の環境の整備、児童虐待防止のための保護者等への情報提供、早期発見、配慮が必要とされる子どもの個別記録の作成、子育てに関する相談対応等、このようなたくさんの役割が示されています。

次のページの第8章では、1 家庭との連携というところで、家庭と連絡をとり、適切な支援を行うこと。特に援助が必要な子どもには、関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。それから、2 学校との連携というところで、児童館の活動や学校の行事、子どもの様子等について、適切な情報交換を行うこと。子どもの安全管理上の問題等が発生した場合、適切な対応がとれるよう学校との連絡体制を整えておくこと。3 地域及び関係機関等との連携というところで、地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くこと。子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より地域の子どもの安全と福祉的な課題に対する社会資源との連携を深めておくことということで、この場合は、地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることによって、児童館の周知を図りながら、そして地域の人材、組織等との連携、協力関係を築いて、地域の子供たちを地域で支援していこうという考え方でありまして、このような形で、児童館ガイドラインが示されました。これは、児童福祉法が改正されまして、それから子供の福祉的な課題への対応や、あるいは子育て支援に対する対応、そういった部分で児童館が持つ機能への期待が相対あるということで、このような形でガイドラインも改正されております。我々としましては、先ほど申し上げましたように、午前中の開いている時間、夜間の開いている時間、そういった時間を活用して、この児童館を、今申し上げたガイドラインに沿った形で有効に活用していきたいという考えで、今回、指定管理者制度の導入を考えております。これからではあります、指定管理の指定に当たりましては、今申し上げました改正された児童館ガイドラインに沿った形で運営できるような法人を指定管理者として協定を結び、今後の児童館を運営していきたいと考えております。

資料の一番最後のページ、県内の児童館の状況でございます。県内には児童館が74カ所ありまして、そのうち直営が48カ所、指定管理が26カ所あります。26カ所のうち、社協に委託しているところが6カ所ございます。我々が特に参考にしているのは、お隣の豊見城市、浦添市でございまして、豊見城市では社協に委託して、そういった充実した児童館の運営がなされていることがございまして、我々もそのような方向で、現在考えているところでございます。以上が議案第54号 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回のものは指定管理を可能にするための条例改正と理解していただけますけれども、今言ったように、予定している午前中、夜間も含めた利用者の拡大だとか、今示されたガイドラインに沿った形でサービスの提供内容をより充実させていく。それに

12月11日（第1号）

ついて異論はありません。ただそれが、なぜ指定管理でないとできないのか。直営でやるという方法もあるかと思えますけれども、指定管理がより充実したサービスが提供できると判断した理由、それをまずお聞かせいただきたいと思えます。

2点目に、今回の条例改正は、指定管理者を採用することができるためですから、具体的な指定管理者との調整とか、どういうところを指定するかということ、その後サービス提供内容、午前中にやるとか、夜間にやるとか、実際にはどういうサービスまでできるとか、具体的な内容についてこの条例ではわからないわけです。それについては、ここの中での13条であるとおりに、13条では指定管理者の指定についても、議会の議決を経ると書かれていますので、今回は条例の改正で、具体的な内容については、指定管理者の指定の際に予算も含めて出てくるものと、そういう理解でよろしいですか。この2点をお願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。まず、2点目の件に関しましてはそのとおりでございまして、これから指定管理者の候補者と事業計画等を練って、仕様書等を確認し合議決をお願いするということになります。当然、そういった疑問が出てくると思えます。1番目の質疑の直営ではできないのかというところで、今回、児童館ガイドラインの改正では、子供たちの支援について相当な拡充が求められております。要するに、ソーシャルワーカー的な、福祉的な部分での役割を担って、そしてこれを午前も夜間も活用してできるような形にしなければならないと。そういった場合に、直営にする場合、児童館厚生員以外に、新たに午前や午後を支援する職員等を確保しなければならないという部分で、新たな人件費等が発生してくるという部分です。我々が現在想定している、町の社会福祉協議会という形で計画はしていますが、社会福祉協議会には、コミュニティソーシャルワーカーが小学校区ごとに2人配置されており、8人おります。この2人は、そもそも、今現在も地域に出向いて、いろいろな活動をして、密接に福祉の課題の解決とかそういう部分の取り組みをしているわけでございます。コミュニティソーシャルワーカーというのは、全員社会福祉士でございまして、福祉のプロであります。そういった方々が、この児童館を拠点にして、さらに充実できるという部分で、そこはすごく期待しております。ですから、社協が担った場合には、コミュニティソーシャルワーカーが、新たな自分たちの活動の拠点となる児童館を活用して、さらに支援が必要な子供たちとか家庭とか、そういった部分でもきめ細かにできるのではないかと期待しております。さらに、実際に民生委員の方々からは、児童館を夜間活用して、学習支援を行いたいという声もございまして。そういった部分で、やはり地域の字の公民館には行けないけれども、児童館であれば行ける子たちもおります。そういった家庭もありますので、やはり小学校区ごとに一つずつあるこの児童館を、フルに活用していきたいと。その活用においては、そういった専門の職員を既に配置して活動している社会福祉協議会が担えば、本当に今、ガイドラインで示されているような運営ができるのではないかと考え、今回の提案となっております。

○議長 知念富信君 質疑ありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 児童館をフル活用するというか、それはそれで大変結構ですけれども、ただ、先ほど、なぜ指定管理にしなければならないのかということで、部長は人件費の問題を挙げていたのですが、もっと午前中とか夜間とかやる必要があるということだったのですが、ということは、指定管理にして委託料は、これまでの児童館を運営している予算と変わらないでできるということなのではないでしょうか。午前中と夜間部分がふえるから、それはそれでふえるのでしょうか。そのようにできるということなのではないでしょうか。その辺はどのようにお考えですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 その部分は、指定管理をした場合ですが、今、直営で運営している維持管理も含め、児童厚生員の報酬等、そういった部分の予算全額でもって指定管理者に引き渡しても、午前、午後の分はどうするのかということになりますが、先ほど申し上げましたように、社協においては既に8名のCSWが活動されているわけです。それは別の事業でも、社協に委託している事業で活動しているCSWとかがいらっしゃいますので、その方々が午前とか、夜間とかそういった部分で、社協の今の予算といいますか、今配分されている児童館を使って活動できるという部分で、そういった新たな増というところでは、今我々が現状で持っている予算を、相当上回るような部分は発生しないということでございます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

12月11日（第1号）

○14番 宮城寛諄君 既にCSWで活動している皆さんがいらっしゃる。その人たちに、午前なり、夜間なり、児童館を利用してやってもらうというけれども、この人たちは、新たに仕事がふえるということですよ。ということは、やはりそれなりの委託料が発生するのではないかと私は思うのですが、実際に、他の町村で指定管理をしている児童館が26カ所あるのですが、そこはこれまでとどのように変わったのか、皆さん方は情報を得ていますか。要するに、指定管理をしたことによって、直営でするよりも効果があるといえますか、費用の面も含めてどうなのか。その辺の調査はされているのでしょうか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。新たな業務がふえるという部分では、さらに掘り起こしをされて、いろいろな課題を抱えている方がつながってくるという部分ではあると思いますが、実際、コミュニティソーシャルワーカーさんは、今現在も地域に出向いて、いろいろな福祉相談に乗っているわけですし、その拠点となる場所が児童館も一つになるという部分で、されている仕事が新たに負担となるということは考えておりません。また、社協においては、子育てサロン、これは字の公民館を使ってやっていますが、その子育てサロンも実際に社協はやっているわけですから、その場所を児童館も使えるということになってきますから、より地域のお母さん方が通える、身近で通える場所がふえるという部分で、その活用も考えられると。あと、他の自治体の児童館に関しましては、我々、主管課の担当は出向いて、いろいろと状況も確認しております。やはりこの改正ガイドラインで示された部分の対応については、そういった指定管理でやっているところが、ガイドラインに沿った形の児童館の運営に十分活用できるというところで我々は確認しております。ただ、予算については、その分は確認しておりません。予算につきましては、先ほど申し上げましたように、町が今現在、これまでも確保している予算の部分と、あとは別の事業で、社協には委託している事業がございます。そういった部分を活用しての指定管理者への委託料になるということで、我々は考えています。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 あと1点。実際に、ソーシャルワーカーの皆さん方が、各地域で活動をしている。その場所が児童館になるということのようですけれども、ということは、児童館のこれまでのことは直営でやって、ソーシャルワーカーがやる部分は、そこを活用してもらおうという方法はできないですか。必ず指定管理は、全部丸ごと、これまでやっているものも指定管理に任せるという方法しかとれないのでしょうか。有効活用するためには。どうなのでしょう。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 やはり一つの館といいますか、その館の運営で、昼間の時間帯は町が運営して、午前と夜間の部分はまた指定管理者の委託でやるという形よりは、しっかりその場の活用として、児童館を一つの管理者がしっかり管理して運営していくほうがいだろうと考えております。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私、所管の委員会ですけれども、質疑をしておきたいと思っております。先ほどいただいた資料では、那覇市の場合ですけれども、11あるうちの一つは直営で残して、残りを指定管理にしていく。そのうち3つが、社協が指定管理を受けていると読み取れるのですが、南風原町の場合は社協を想定して、その相談を進めているということですが、よくわからない。指定管理は、町から委託料をお支払いするわけですよ。その範囲で仕事ができると。今、部長の説明は、管理者に対して、社協に事業で委託しているから、仕事はそこでも、それから費用は使えるでしょうという説明だったと思いません。指定管理者の立場になってみた場合、収入というのは、町役場からの委託料のほかに児童館を拠点にして想定できるのか。那覇市の場合、社協以外の団体が指定管理を受けているということであれば、当然、何らかの利益を上げるということを目的に指定管理を受けるといったことがあり得ると思うのですが、どういう団体がしているのかということもひとつ教えていただきながら、いろいろNPOだとか何とかあるかもしれませんが、基本、児童館は無料で子供たちは利用しています。先ほどの説明では、福祉的な活用をもっと充実させるといって、ガイドラインの目的みたいなものがあつたと思っております。そういうことからすると、利用料を支払って、この指定管理者がその分を収入としていただいて、もちろん費用も出して、一定の利益を出すことが可能なのか。まず那覇市は社協以外にどういった団体が指定管理を受けているのかという点がよくわからないので、先ほど質疑をした、その事業の中から収入を得ることが可能なのかどうか。そういったことについてお聞きします。

12月11日（第1号）

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 那覇市の指定管理の、社協以外のところですが、NPO、あるいは日本赤十字社沖縄支部、あるいは社会福祉法人などが中心になってやっております。これで社協以外のところが担っているところでございます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 指定管理者が収入を得ての運営ということでございますが、児童館の運営に当たっては、児童館は利用料が無料ですので、まず利用料を取ることとはできないということです。ですから、営利目的での児童館の運営ではないということでございます。やはりそこはしっかり、社協と確認し合って進めてきているわけでもございまして、社協からも是非活用したいという声もあります。ですから我々は、社協とともに児童館をフルに活用して、地域の拠点になれるように取り組んでいきたいということでございます。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時58分）

再開（午前10時58分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 児童館の運営に関しましては、利用料とかは取れませんので、収入は得られません。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 指定管理者は、役場からの指定管理料以外は収入はないという確認を改めてお願いします。今、児童館は収入を得て利用する、利用に当たっては利用料が発生しないということだと思っておりますけれども、これはどこに規定されていますか。明確にしておきたいのでお願いしたいと思います。先ほど、宮城寛諄議員も言いましたけれども、目的が児童館の時間を資源として、地域の福祉の資源といいますか、子育ての支援だけではなくて、コミュニティソーシャルワーカーというのは子供だけが対象ではなくて、全てですよね。成人も含めて、大人、高齢者も含めてだと私は理解しておりますけれども、そういった地域の福祉全般について児童館を活用するというのが目的であるとすれば、それがイコール指定管理とはならないかと思っております。先ほど宮城寛諄議員も言ったように。指定管理にしなくても、目的である児童館を100%活用することについては大変いいことだと思っておりますので、それは指定管理をしなければいけないというものなのか、この点について改めて確認します。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 先ほど申し上げましたように、コミュニティソーシャルワーカーを含め、福祉の専門の方々がいらっしゃるということで、行政が直接運営するよりは、さらにそういった支援の部分では充実できると考えております。児童館で利用料が取れないという部分では、条例ではうたっておりませんが、児童館の運営の部分での上位法とかそういった部分があるかと思っておりますが、ここはまた委員会のほうで提供させていただき

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時01分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 必ずしも指定管理者でないとできないということでの答弁ではありません。もっと福祉のプロがいる社協が担うことが、今よりもさらに充実できる。それで直営もできるが、指定管理制度も選択できるという条例のつくりをしているわけでもございます。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今の答弁は、確かに指定管理でなくてもできるけれども、今度の議案は、指定管理ができるようにするためだと。できるようになっても那覇市のように一つは残しているわけですから、指定管理をしないという選択肢もあるけれども、これは役場の方向性としては指定管理をするために、この条例をふやしているとしたら理解できないわけだから、形は確かにそうですよ。4つのうち1つは残すかもしれない。今後の選択としては。しかし、役場としては指定管理をするために提案しているわけですから、南風原町としては、指定管理以外には福祉の機能を充実させるということとはできないという立場に立っているとしか思えないわけです。できるようにするだけなんですというのは、言い逃れにしか聞こえないわけです。だから、那覇市の場合は、社協以外にも、しかし直営も一

12月11日（第1号）

つ残しているわけです。部長の今の答弁では、私の疑問に答えることになっていないのです。それともう1回改めて聞きます。指定管理以外ではできないということではないはずだけれども、それはどうですか。そこはよく追求したのかということ。確かに、社協にその仕事をやってもらっている皆さんが、社協を拠点として活用できるということは大変いいことだと思います。でもそれは、指定管理をしなくてもできることなのではないかというのが論理的に言えるわけだから、そこを説明してもらいたいということと、それから現在、児童館で現実に子供たちを見ていらっしゃる児童厚生員の皆さんが8名、頭数としては3名掛ける4ですよ。いらっしゃるわけですが、そうすると、この方々は、今は役場の非常勤職員だと思いますけれども、この方々は、一旦役場からは離れて、仕事づけるのであれば社協との契約という形になるのかを確認しておきたいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 先ほど申しあげましたように、福祉の専門家が既に地域に出向いて活動されているわけですから、児童館の運営を社協が担うことによって、より児童館を活用しての支援の充実につながるという部分で、我々は社協で指定管理を行っていきたいという考えでございます。それから、今いる児童厚生員につきましては、本人たちの希望をとって、そのまま児童館で働きたいということであれば、そのまま社協で採用という形になります。

○議長 知念富信君 質疑がある方は許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第54号 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

暫時休憩します。

休憩（午前11時06分）

再開（午前11時17分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第6．議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第6．議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国民健康保険制度の平成30年4月からの都道府県単位化に伴う、沖縄県への国民健康保険事業費納付金の納付及び沖縄県から示された標準保険料（税）率を踏まえ、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。まず、改め文を読み上げますので、新旧対照表をごらんください。

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。第3条第1項中「100分の6.00」を「100分の7.35」に改める。第4条中「15,000円」を「21,000円」に改める。第5条中「100分の3.50」を「100分の2.17」に改める。第6条中「5,500円」を「7,000円」に改める。第7条中「100分の0.95」を「100分の1.70」に改める。第7条の2中「6,900円」を「7,300円」に改める。第19条第1号ア中「10,500円」を「14,700円」に改め、同号ウ中「3,850円」を「4,900円」に改め、同号オ中「4,830円」を「5,110円」に改め、同条第2号ア中「7,500円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「2,750円」を「3,500円」に改め、同号オ中「3,450円」を「3,650円」に改め、同条第3号ア中「3,000円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「1,100円」を「1,400円」に改め、同号オ中「1,380円」を「1,460円」に改める。附則（施行期日）1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。（適用区分）2 改正後の南風原町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

12月11日（第1号）

お配りしました議案第55号の資料1をごらんください。資料を読み上げながら説明していきたいと思います。国民健康保険の概要と国民健康保険特別会計の赤字についてでございます。国民健康保険は、安心して医療を受けていただくことができるように、加入者一人ひとりが保険税を納めていただくことによって成り立っている医療保険制度であります。医療費を賄うための財源としては、国や都道府県、町等の公費と加入者からの保険税で賄うこととされております。本町の国民健康保険の医療費は年々増加する一方、保険税による収入は減少傾向であり、深刻な財源不足に陥っております。下のグラフをごらんになっておわかりのとおり、国民健康保険加入者の1人当たりの医療費の推移というものは、平成20年から平成29年度にかけて右肩上がり、対平成20年度比で平成29年度は1.4倍、約40%増と、年々増加をする一方でございます。不足分の財源については、町の一般会計からの繰入金で補っているため、実質的には、本町の国民健康保険財政は赤字体質であります。さらに平成20年度に創設されました前期高齢者の加入割合に応じて交付される前期高齢者交付金は、本県国保の前期高齢者が占める加入割合が他都道府県に比べて低いため、著しく低く交付されており、国保特別会計が赤字に陥る大きな要因となり、本町の財政運営を逼迫させています。平成29年度には、累積赤字が16億円を超える見通しとなったことから、財政調整基金を取り崩し、赤字補として10億円の繰り入れを行いました。しかしながら、平成30年度に国保事業の県単位化が図られてもなお、単年度赤字が生じる状況であり、大変厳しい財政状況が続いております。

次に2ページ、本町の国民健康保険税の税率改正についてでございます。平成30年度から国民健康保険の県単位化が開始されました。都道府県の役割としましては、財政運営の責任主体となるとともに、都道府県国民健康保険運営方針の策定、市町村ごとの標準保険料率（率）を算定し公表すること、保険給付費等交付金の市町村への支払い等があります。市町村の役割としましては、国保事業費納付金を都道府県へ納付すること、標準保険料率（率）を参考に保険料率を決定する等を担っております。沖縄県の国民健康保険運営方針においては、将来的な国保税の統一は平成36年度からの実施を目指すとしてあり、その間、市町村においては決算補等目的の法定外一般会計繰入金と繰上充用金の解消・削減が求められております。そのような中、本町が負担する平成30年度国保事業費納付金は11億8,600万円で、県が示しました標準保険料率により算定した集めるべき国保税の軽減前調定額は9億4,200万円となっております。そのために、今回の改正案では、県が示した標準保険料率により算定した9億4,200万円と、現行の軽減前調定額7億8,000万円のちょうど中間の8億6,100万円となるような税率を設定しております。

下の表をごらんください。1から11まで番号がございますが、県内の市町村の中で国保税の課税方式を3方式で行っている11市町村でございます。A、B、Cとあるのは、全部市町村であります。本町の課税標準額に対して、それぞれの11市町村の税率を当てはめた場合に、調定額がどうなるかということで表にしております。Aの市町村は一番税率が高く、Aの市町村の税率を使うと、調定が9億8,923万9,000円余りになると。見ておわかりのように、今、南風原町が一番下、11市町村中一番下の税率ということで7億7,000万円余りとなっております。下から2番目のほう、矢印で示していますが、南風原町の改正後ということで、現在提案しております税率で計算しますと、調定が8億6,100万円ほどになりまして、この表の中での順位は11市町村中6番目に来るということです。参考までに一番下のほう、県が示しています標準保険料率で計算しますと、本来、南風原町の税率はこれぐらいまで持っていけないといけないと。その税率でやると調定は9億4,200万円になるということでございます。一度に県が示す標準保険料率の税率に設定しますと、急激な負担増になることから、今回はちょうど、今と県が示した数字との中間となるような形の税率を設定しております。この表の右から2番目に負担率というのがございます。調定額を課税標準額で割るのですが、今現在、南風原町の負担率は12.74%、改正後は14.08%ですが、既に他の市町村においては、半分以上は14%を超えているという状況でございます。本町としても、他の市町村と比較して低い税率となっておりますので、11市町村中のちょうど中間に来るような形で提案しております。

次の3ページの表をごらんください。どの程度、県が示した税率と現行とどう違うのかという部分で、まずAの欄は現行の税率でございます。国保税は、医療分、介護分、支援金分、それぞれに所得割、均等割、平等割とありまして、右側に所得割、均等割、平等割の合計を示しております。Bは、県から示されております南風原町の標準保険税率でありまして、例えば医療分の所得割ですと、現行6%が、県の率は7.38%、Cの欄はその差額で、現行は、県が示した税率より1.38%低い。それから医療分の均等割については、1万5,355円低い。平等割については3,961円低い。このような形で比較していきまして、合計

12月11日（第1号）

に行きますと、所得割でマイナス0.94%下回っている。均等割で2万1,536円下回っている。平等割で5,668円下回っているという状況でございます。真ん中のD欄が改正案でございます。所得割を7.35%、医療分の均等割を2万1,000円、平等割は1万9,000円。右に行きまして、合計で所得割が11.22%、均等割が3万5,300円、平等割が2万9,200円となるように設定しました。次にEの欄ですが、改正案と現行税率との差でございます。右側の合計で所得割は0.77%の増、均等割は7,900円の増、平等割につきましては、今回見直しはしませんでした。理由としましては、ある程度、県の標準保険料率に近いという部分で、今回、平等割に関しては引き上げを見送りました。この結果、一番下のFで、我々の改正案と県の標準保険料との差が、右側の合計で所得割が0.17%の差、均等割で1万3,636円の差、平等割では5,668円の差ということで、まだこれだけ開きがあるということでございます。

次に裏のほうをお願いします。実際、税率改正によってどの程度の増になるかという部分で、モデル世帯による税率改正後の年税額を計算してあります。まず、1番目では3人世帯、40から64歳が2人、要するに介護保険料が発生する方が3人世帯のうち2人いらっしゃるということで、所得がゼロから33万円以下の場合には7割軽減が該当する世帯となりまして、改正前が3万1,350円、改正後は3万8,340円、これは全部年額でございます。差額は年額6,990円増ということになります。このような形で所得が100万円の場合、200万円の場合、300万円の場合という形で、それぞれ年額の増額分を差額という形で示しております。2番目は1人世帯の場合、これも40歳以上の介護該当者の方1人の場合です。これのゼロから33万円と、7割軽減該当する方については、これまで1万6,980円の年額だったものが、改正後は年額1万9,350円、差額2,370円の増という形で、こちらも所得によって5割軽減、2割軽減該当、それから軽減に該当しない世帯の差額の方を示しております。3番目は2人世帯、こちらは40歳以上の方2人の世帯の場合、こちらもゼロから33万円までの所得の方は、年税額改正前が2万5,200円、改正後が2万9,940円、差額として年額で4,740円ふえるという結果になります。同じように5割軽減の場合、2割軽減の場合という形で、差額を示しております。このような形で税率の改正ということでございますが、これまで本町は平成12年以降、税率の改正をしておりません。その間、平成20年度から平成29年度の間、一般会計からは16億円余り、国保の会計に法定外繰入という形で入れてきております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、この法定外繰入と繰上充用金、これは解消するようというところで国からも示されておりますので、今後そういった法定外繰入もできない。そういった状況では、やはり受益と負担の公平性と絡みまして、税率の改正は避けては通れないということで、今回の提案となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 委員会付託されますけれども、現時点でわからないところが幾つかありますので、質疑をしたいと思います。まず、資料の2ページの上段で、県単位化になったと。それで県としては平成36年度から国保税の統一を目指している。それに向けて法定外繰入と繰上充用を解消・削減するように求められていると記載されていますけれども、この辺が、昨年も平成30年度からの単位化に当たって、急激にこれが行われると、やはり負担が大きくなる。そういったところが非常に不安だったわけですが、この単位化に当たっては、これを導入しなかったけれども、1年経過してみて、繰入金と繰上充用の解消を目指していくということが、この1年運用してみて決まったと。ある意味、今部長がおっしゃったように、受益者負担を求めていくという方針に転換せざるを得ないと聞き取れるわけですが、繰入金と繰上充用は必ず平成35年度までにゼロにしないといけないものなのか。その後も継続できるのであれば、もっと緩やかな展開が可能ではないかと理解するわけですが、その方針が転換された。もちろん県から求められているのは十分理解できますけれども、その辺の議論経過を教えてください。

次に、ここで数字の確認ですけれども、その下の段では、平成30年度国保事業費納付金11億8,600万円に対して、県が示した標準保険料（税）率により算定した集めるべき国保税の軽減前調定額9億4,200万円、さらに現行の制度でいくと7億8,000万円。数字が並んでいますけれども、この数字の意味を町民の皆さんにわかりやすく示すためにも、実際にことしの保険料として町が県に支払う額がどの額なのか。そこに差があると思うのですが、その差についてはどのように取り扱うのか。例えばこれを繰上充用してやるとか、法定外繰入をして差が埋まるまではやるとか、そういったこともあると思いますので、そこら辺を説明してください。

12月11日（第1号）

次にその下の段、3方式による課税とありますけれども、県内41市町村の中で、3方式と呼ばれる方式が11市町村だと理解しています。それ以外の方式、税率、どのようなものがあるのか教えていただければと思います。

次に、所得割、均等割、平等割という割り方と、次のページの医療分、介護分、支援金分という、さらに細かい内訳がありますが、今回の国保税の改正に当たって、どのような特徴で改正しようとしているのか。応能、応益もありますけれども、例えば所得の低い方に配慮した方法だとか、病院にかかるのが多い方に配慮した方法だとか、いろいろ税率だけ、数字だけ合わせたわけではなくて、いろいろ苦勞されて、どのような方針でこのような税率になったのかという方針があると思います。その辺を教えてください。

最後に、これまで国保税はずっと赤字だったと説明を受けていますが、南風原町も平成12年度から赤字を表に出して、国への制度改正、そして県単位化に当たっては、県の負担分、それを求めてきたはずで、その国の責任、そして県へ求めてきたもの、それがどうなったのか。そしてまた、これからこれをどう求めていくのか。それについて説明がないと、これまで町が負担していた部分、制度的な矛盾を訴えていた部分を全て受益者負担に回すと、そういう見られ方になってしまうおそれがありますので、その辺をどのようにしているのかお答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず1点目からお答えします。県単位化になって、法定外繰入金や繰上充用金を解消するようにと転換されたのではなく、そもそも国は、平成27年度から国保の財政支援ということで、1,700億円の財政支援を始めました。その時点からもう既に、いわゆる法定外という部分、法定外繰入金と繰上充用金については、解消していくということもともと、そうやって国も財政支援をするので市町村も努力して、そういう形で健全な財政運営に努めなさいという部分で解消を求められております。さらに平成30年度に追加で1,700億円、合計で3,400億円を、毎年国は国保財政へ財政支援という形で投入していますので、そういった部分で、市町村の国保財政は赤字体質が解消されるものだということで、例えば財政力が相当ある市町村であれば、税の負担軽減のための目的で法定外繰入をした場合とか、そういった場合、市町村でバランスが崩れてきますので、そういった部分の解消も含めて、国としてはある一定期間を設けて、県が運営方針を示しますので、そういった中において、法定外繰入と繰上充用金を解消していきなさいということでございまして、転換されたわけではございません。沖縄県の国民健康保険運営方針の中では、平成36年度に税の統一を目指すというので、さらにその間において、市町村においてはこの2つを解消しなさいと明記されておきます。

次に、資料2ページの真ん中の事業費納付金11億8,600万円、これは市町村ごとの国が示した指数等を、計算方式を用いまして、県が計算するわけですが、それぞれの市町村の所得計数や医療費指数、加入者数、そういった部分を勘案して、県としては県全体の医療費の見込みを立てて、そこからそれぞれの市町村の医療費指数や所得指数、そういった部分を使って、南風原町はこれだけを事業費納付金として納めるようにという形で計算された額です。その次の集めるべき国保税が9億4,200万円ということで、この11億8,600万円というのは差額がありますが、これは公費で入ってくる部分がございます。国、県からの公費の部分がございますので、制度上、公費で入ってくる部分はこの事業を除いて、差額が税で集めるべき金額ですというのが、この9億4,200万円です。ただしこれは軽減前ですので、所得によっては、先ほどの7割、5割、2割の軽減が入ってきますので、軽減前の調定が9億4,200万円、それだけは課税するべきだという部分が、この標準税率の示す部分でございます。ところが、現行の我々の税率では7億8,000万円になるということでもあります。

それから3方式による課税ということですが、3方式というのは所得割、均等割、平等割という課税方式でございます。そのほかには、この3方式に資産割というのが入って、4方式というのもございます。南風原町も以前は4方式を採用しておりましたが、やはり資産割を入れるに当たっては、いろいろ賛否両論ありまして、資産がある人、ない人とか、ほかの市町村に土地がある人はどうなるのかとか、いろいろ加わりますけれども、本町はそういった部分からも、以前に4方式をやめて3方式にしていると。それから県は平成36年度に税の統一を目指していますが、県の運営方針においても、県全体で3方式とするとなっておりますので、統一化されていきます。

そして、この税率を設定するに当たっての方針というか、我々の考え方の部分でございますが、まず2ページの表をごらんください。所得に対する部分が応能割でございます。所得があるなしにかかわらず課税される部分が応益割ということで、この応益割に均等

12月11日（第1号）

割、平等割というのがございます。今、国からは、できるだけ応能割、応益割を50対50、1対1の割合ぐらいに持っていくべきだというのがありますが、それぞれの市町村がこれまでの課税の方法とかによって、このバランスが市町村によってそれぞれ変わってきます。本町の応能割の割合は、今現在59.37%、約60対40ぐらいになってきているものから、このバランスを50対50に近づけるような考え方にしました。これを近づけることによって、応益割の部分は、7割軽減、5割軽減、2割軽減という、軽減が該当するのが応益割の部分でございまして、軽減された分は、国から基盤安定という形で、税率を軽減した分は国から補?されます。この応益割合を50に近づけていくことで、この部分の基盤安定として受ける額が多くなるものから、そこを一番考慮して、この税率の今回の配分にしています。この表の一番右側の基盤安定の割合というのがございますが、南風原町は、現在は14.48%。課税した保険税で集めるべき保険税のうち、軽減された分の税が14.48%は国から入ってくる形になりますが、今回改正後の部分では約1%上昇して、15.47%に上がる。例えば一番上のAの市町村は、ここが16.55%という形で所得割と応益割の割合を見ると、やはり50対50に近づいていっているという部分でございまして、徐々にそういった形で近づけていこうと。今回は一度に応益割を50に持っていくと、その部分の負担が大きくなり過ぎますので、ちょうど中間値になるような形でやっております。この税率設定に当たって、医療費を多く使う方への配慮とか、まずそういった配慮はございません。所得が低い方への配慮というのは、制度上、7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがありますので、そういった部分の制度の活用。それから急な失業とか、自分の理由ではなく会社の都合で倒産したとか、そういった理由で仕事を失ったとか、そういった場合はまた個別で減免制度もございまして、また厳しい場合は丁寧に納付相談等で対応していったり、所得の低い方とか、所得がなくなって厳しい状況の方については、個別でしっかり納税相談で対応していくということでございます。以上でございます。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時49分）

再開（午前11時49分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 済みませんでした。答弁が漏れておりました。本町は国への、町の赤字がはっきり見えるようにという形で、平成26年度、平成27年度、平成28年度の3年間だけは法定外繰入はやりませんでした。それ以外の年度は毎年幾らか入れていって、平成29年度は10億円を入れているわけです。その間、国に対して前期高齢者支援制度が始まって以来、沖縄県にはやはり不利な制度で、特別な事情があるのではないかとということで何度も要請してまいりました。しかし残念ながら、これはもう制度上のことであって、この部分での沖縄だけの特別な配分とか交付金があるということは、結果的にはできておりません。ただ、国保制度の中で国のほうも、やはり未就学児、若年者が多い保険者とか、特に沖縄はそうですけども、結局収入はないけど課税される制度ですので、収入のない若年者が多い保険者には、調整交付金が少しプラスになるとか、制度の中で沖縄に配分が多く行くような改正をしてもらっております。そういった部分では国も動いていただいて、沖縄県にとっては、幾分か配分はできている部分はありました。ただしかし、前期高齢者支援金制度の影響は相当に大きいものでありまして、積み上がった累積赤字の部分が、ほぼそういった部分に当たっていく部分ですので、到底、繰上充用や法定外繰入なしではできない状況が続いており、国には要請していったと。しかし現状では、その解決には至っていないというところでございます。県に対しては、引き続き、平成30年度からは県も国保の保険者として、財政運営の責任主体ということでもありますので、何らかの支援策をぜひお願いしたいという部分はございます。ただ、県も基金を活用して、例えば赤字解消した分に対しての交付金とか、そういったものを創設しておりますので、さらにそういった部分の拡充とかはお願いしていきたいという部分はあります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 済みません。1回ではなかなか理解できないところもありますので、再度確認をしていきたいと思いますが、まず1点目の繰入金と繰上充用金について、当然、今までも求められていたということは、もちろん理解はできます。ただ私が質問しているのは、平成35年以降は、完全にできなくなるのかどうか。それによって、ペナルティー、先ほど最後のところで、赤字解消をした場合には県からの交付金が創設されているとかいろいろありましたけれども、南風原町においても、法定外繰入と繰上充用がなければ運営できない状況が現在もあるわけです。平成35年以降はできなくなるのか。その辺を再度教えていただきたい。

12月11日（第1号）

次、2点目に、国保事業費納付金11億8,600万円と9億4,200万円の差額については、先ほど言った軽減とか、いろいろな差額で、公費で補?されるとわかりましたけれども、この税率を改正した後でも9億4,200万円と、今後税率を改正して得られるであろう8億6,100万円との間には、当然ここには8,100万円の差額があるわけです。これについては答弁がありませんでしたので、どのようにしていくのか。繰上充用なのか、補?なのか。その辺を再度教えてください。

次に3方式に対してプラス資産割の4方式があるというのは理解できました。この2方式しかないという理解でよいのか。要するに、資産割を入れない理由は理解できますので、確認だけです。この2つの方式しかないのかどうか。具体的に言うと、11市町村以外は4方式を導入しているのか。このあたりを教えてください。

あと、今回の税率改正に当たって軽減される応益分の比率を高めていく方針である。そのように理解しますけれども、それでいいのかどうか。あと、国、県に対しては、先ほど県のほうで赤字解消の交付金とありましたけれども、県が負担する分は、現状では交付金以外はないという理解でよいのか。順を追って確認したいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、平成35年度以降の繰上充用と法定外繰入の件についてでございますが、県が示す標準保険税率になれば、赤字は発生しないということでございます。平成36年度から税の統一を目指していますので、それに向けて、段階的な税率の改正等が出てきます。標準税率になればおのずと赤字は発生しませんので、繰上充用も法定外繰入もしなくて済むということになります。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時56分）

再開（午前11時56分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 できる、できないというよりも、明確にやるなということでもないし、解消しなさいということでは、やめた場合には、税率は県で統一されておりますので、そこに法定外繰入を入れて下げるという部分は、やれるものではないのではないかと思います。平成35年度までは、それを使って、要するにいきなり県の標準税率に持っていくと負担が急ですので、平成35年度まではそういったものを使いながら、徐々に県の標準税率に近づけていきなさいということです。最終的に標準税率になれば赤字は発生しませんので、おのずと繰上充用も法定外繰入もしなくて済むということでございます。

それから差額について、集めるべき税額9億4,200万円、現行が7億8,000万円、我々が目指しているのが8億6,100万円。その8億6,100万円になっても、なおあと8,000万円余りについてということでございますが、今回、平成31年度の税率改正で県からは毎年、標準税率と事業費納付金が示されてきますので、次年度の率とか事業費納付金を見て、次の目指すべき標準税率との差の部分、この部分に、第2段階で税率を改正していくのか。さらにもう1回改正してやるのか。段階的に、ここは標準税率になるような形で、この次の税率改正も必要になってくると考えています。そのような形で、最終的には標準税率に持っていくという部分でございます。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時59分）

再開（午前11時59分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 その差額が繰上充用や一般会計の繰り入れになるわけです。

あと課税の方式ですが、済みません、一つ漏れておりました。あと2方式というのがあります。県内ではありませんが、これは応能割の所得割と、応益の均等割だけ。世帯割という平等割の部分は課税ですね。均等割と所得割だけの2方式。それから3方式と4方式の3つの方式があるということになります。

それから先ほどの答弁と同じになりますが、方針という部分では、議員がおっしゃいますように応益割の部分で、できるだけ7割、5割、2割で軽減を受けた分は、国から補?される財源ができるだけ多く取れる形での数値の設定にしております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この後、委員会審議もありますので、やはり今聞いた限りでも、この紙上でわかることと、いろいろやりとりをしていく中でわかることに大分差があるわけ

12月11日（第1号）

です。やはり税の負担がふえると、町民の負担がふえるということには変わりありませんので、私たち行政とか議会の場で理解できるだけではなくて、町民の皆さんがやはり税の改革と値上げに対して理解できるようにしていかないといけないと思います。非常に難しい制度ですので、できるだけわかるように、是非示していただければとお願いして、委員会に託したいと思えます。

○議長 知念富信君 ほかにございますか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 お昼になりましたので端的にやります。国保については一般質問でも取り上げていますので、基本的なところをお伺いしたいと思います。皆さん方の資料の説明の中で前期高齢者の件が、国保特会が赤字に陥る大きな要因であると、皆さん方はおっしゃっています。これまでも、平成26年度から一般会計から法定外繰入を行わなかったのは、赤字分をはっきりさせるためということもおっしゃっていました。ところで、今度の県の統一化に向けて、国も1,700億円、それと来年度からプラス1,700億円と3,400億円を入れるのですが、これは沖縄県だけではないですよ。全国の支援金ですよ。ところで、これは南風原町にはどれぐらいおりののか。それと、前期高齢者の足りなかった分と言ったらおかしいですか、全国並みであれば、パーセントでいけばこれぐらいもらえたという額。それと、この支援金の中で南風原町にはどれぐらいおりてくるのか。その辺はわかりますでしょうか。お聞きしたいと思います。

それと、先ほどから議論になっていました法定外繰入の問題と、繰上充用の問題ですが、この辺は解消、消滅が求められているということですが、先ほど出ていた足りない分の8,000万円ぐらいは、一般会計からの繰り入れということですが、これは当初から繰り入れを行うということなんでしょうか。これまでは、平成26年度以前の場合には、当初から法定外繰入をして、全国的にもそうですが、法定外繰入を行って値上げを抑えるということが行われてきた。本町では最終的に赤字の分を入れる。平成29年度は10億円を入れるということもやっていますけれども、この法定外繰入は当初から行う予定なのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、応能割と応益割の関係ですが、先ほどの説明では2割、5割、7割と軽減措置があるわけですが、その部分が均等割にかかってくるからということをおっしゃっていました。ということは、応益割を大きくして、応能割を小さくしたほうがよしと、皆さん方は考えておられるのでしょうか。南風原町は、以前は応能割、応益割は、応能割のほうがたしか6、4ぐらいの割合でやっていたのですが、これがだんだん5、5になってきたという経緯があります。やはり能力のある方が多く税を負担するという方法だと思います。先ほど部長もおっしゃっていましたが、例えば子供が産まれると、これもすぐ1人、均等割ということで同じ額が課されます。今度変わる額は、これは特に赤ちゃんがどうのこうのとはなっていませんが、2人か1人になると思うのですが、均等割がかかると。少子化傾向でもっとも子供を産んで、そういう環境にしようということをやっている最中に、このように均等割が上がってくるということになると大変だと。だけど先ほどの部長の説明では、そういう収入のない若年のところには、支援金があるとおっしゃっているのですが、これはアップ分を抑えるぐらいの支援があるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、前期高齢者交付金についてでございますが、平成29年度まではそれぞれの市町村に交付されております。平成30年度からは、そういった公費は全部一括して県に入りますので、今、南風原町にどれだけ、南風原町分として算定されているのかどれだけかというのは、今手元に資料がございませんので、後ほど委員会でその部分は提示したいと思います。前期高齢者の赤字の分に関しましては、まず全国的な国保の赤字の部分、国が財政支援をするまでは、大体、国保の加入者1人当たりのおおよそ1万円だったと。ところが、沖縄の場合はその2倍の1人当たり約2万円余り赤字でありました。平成30年度から3,400億円の国の投入というのは始まっていますが、この財政支援によって、おおよそ1人当たり1万円ぐらいになるということで、大体全国的には、そういった部分で赤字が解消されていくというのが国の考え方です。ところが、沖縄の場合に限っては、先ほど申し上げましたように、2万円余りの赤字がありますので、なお、差が1万円ぐらいあるということ。ただ、この前期高齢者交付金については、毎年ふえてきておりますので、南風原町においても平成28年度より平成29年度という形でふえてきております。加入割合がふえていくにしたがってふえていきますので、その分だけは、少しは財政運営にはいい材料になるという部分は考えます。

あと繰り入れについてでございますが、やはり今我々が繰り入れをしているのは、決算

12月11日（第1号）

補?目的という形で年度末に繰り入れている状況でございまして、年度当初からではなく、これまでどおり年度末で繰り入れていくという形になります。

それから応能、応益の割合でございまして、応能、応益の割合という部分では、確かに所得があつて、そういった支払い能力があるという部分に関しましては、応能割合を高いほう。しかし一方では、全員が医療を受けるわけですから、受益の部分でも、受益者の負担の部分もやはり出てきます。そこは応能と応益では50対50に近づけていくべきというのがありますので、そこに近づけていきたい。ただ、応益の割合も50に近づいていくことで、先ほど申し上げました基盤安定の部分で、軽減した部分に関しては国からの補?がありますので、それをできるだけ多く取れるような税率に設定したということでございます。以上でございます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 国からの支援でもまだまだ赤字があるということのようです。前期高齢者がふえてきているということですが、それはそれで、それなりの金額が市町村になくて、県のほうに入ってくるのですが、これまでの赤字が生まれた分というのは、南風原町では一般会計から入れる。それで赤字解消するというところで、これまで来ていたわけです。これから後は、その分も含めて保険料アップで補うことになるかもしれませんが、一般会計から繰り入れた、少なくとも平成29年度で10億円。それだけの金が、要するに国に求めて入ってくるという保証は何らないということなのではないでしょうか。これからの分がどんどん、前期高齢者もふえて本土並みとなって、これが県に入ってくるということで解消される問題なのではないでしょうか。この辺に疑問を感じます。

それと、均等割の問題ですけれども、確かに医療は全員、赤ちゃんからみんな収入がなくても医療を受けるわけですけれども、しかしながら、今のご時世の流れとは、私はちょっと違うのではないかと。その皆さん方にもそれなりの支援はあるようですけれども、しかし、赤ちゃん、子供たちがいるということは、若年層、所得がそんなに高くないところだと思いますけれども、全てが7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象者なのかどうかというのは、それはわかりませんから、その辺に均等割が低くなるということにはならないと思います。要するに、頭割りですらそういった均等割を行うということ自体が、私は収入のあるなしにかかわらずやるというやり方のほうが、この制度のほうがおかしいのではないかと。だから、当町もそういう制度でやっているわけですけれども、その辺は改めるべきではないかという感じはします。要するに、県の示した額があつて、例えば先ほどあつたように、県が示したのが11億9,800万円ぐらいで、それで軽減、調定額が9億4,000万円、公費を含まなければそれだけになるということですが、それだけ確保するためには、その中身のあり方は、各自治体に任されているものではないのでしょうか。確かにこの表で見ると、県から所得割は幾ら、均等割は幾ら、平等割は幾らと書かれていますけれども、これを全て守るといふ方向にしなければならぬということなのか、どちらかに移していくということができないものか。集める金は同じであつたにしても、その中身は、各自治体に任されていることではないのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず赤字解消の部分についてでございますが、これまでの累積赤字、平成29年度までに生じた赤字については、これはそれぞれの市町村で解決するようにとのことでございます。本町は17億円近くの累積赤字がございましたので、これは国からの支援等は現時点で期待できませんので、それぞれの市町村が解決していくと示されています。

それから応能、応益の割合の部分でございまして、やはりこちらに関しては、先ほどの答弁と同じでございまして、やはり医療を受ける部分がありますので、受益者の、受益と負担の公平性といいますか、そういった部分では50対50に近づけていく。ただ本町は、税としてはこのようにやっていますが、別の部分で子ども医療費の現物給付等で子育て支援をしているわけですので、そういった部分では別の角度からそういった施策で子育て支援をしているということで、ご理解いただきたいと思います。休憩願います。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後0時15分）

再開（午後0時15分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 失礼しました。平成36年度の税の統一までは、市町村の裁量で、それぞれの市町村の事情によって、税率は幾分かバランスを変えても構いません。ただ、平成36年度に県は統一しますので、やはりそれに近づいていくような形で取り組むべ

12月11日（第1号）

きものだと考えます。

○議長 知念富信君 質疑よろしいですか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第55号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

暫時休憩します。

休憩（午後0時16分）

再開（午後1時30分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第7．議案第56号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第3号）

○議長 知念富信君 日程第7．議案第56号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第56号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第3号）平成30年度南風原町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,612万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億7,655万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為の補正）第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第56号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第3号）について、概要を説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、主に民生費や教育費において、実績見込みによる扶助費の増加や、次年度の小中学校におけるクラス増加に対応するため、補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ2億1,612万7,000円を追加し、補正後の一般会計補正予算額は146億7,655万9,000円となります。歳入歳出補正の内容については、8ページ以降の事項別明細で説明いたします。

続いて4ページ、第2表債務負担行為補正について説明いたします。「議会会議録」印刷製本業務、限度額189万9,000円及び「はえばる議会だより」印刷製本業務、限度額340万1,000円については、いずれも契約から納品までの期間が短いことから、今年度より作成作業を行うため、期間は平成30年度から平成31年度までです。南風原町議会映像インターネット配信事業については、サーバー環境に変化の必要が生じたことから、映像配信機器の取り換え、バージョンアップ、データ移行作業を今年度から実施するため、期間は平成30年度から平成31年度まで。限度額は89万4,000円です。

続いて5ページ、第3表地方債補正について説明いたします。1件目の町道整備事業債の補正は、事務費の積算変更によるもので、10万円増額し、変更後の限度額は490万円になります。2件目の都市計画事業整備事業債の補正は、社会資本整備総合交付金の交付決定によるもので、120万円減額し、変更後の限度額は5,940万円になります。

次に、歳入について説明いたします。8ページ、13款1項1目、民生費国庫負担金5,840万9,000円の増額補正は、障害福祉サービス等に係る報酬額の見直しや、利用者数の増加等による障害者自立支援医療費負担金及び介護・訓練等給付費負担金、対象児童の増による児童手当国庫負担金の増によるものです。

9ページ、13款2項1目、民生費国庫補助金123万9,000円の増額補正は、日常生活用具給付等の申請件数の増等によるものです。3目、土木費国庫補助金600万円の減額補正は、地方改善施設整備費補助金の事業不採択による減、黄金森公園整備事業における社会資本整備総合交付金の減によるものです。

10ページ、13款3項1目、民生費国庫委託金79万8,000円の増額補正は、国民年金第1号被保険者の産前産後保険料免除の法改正に伴う基礎年金等事務費交付金で、補助率10分の10です。

11ページ、14款1項1目、民生費県負担金2,723万6,000円の増額補正は、8ページで説明した介護・訓練等給付費及び障害者自立支援医療費、児童手当県負担金の増によるもの

です。

12ページ、14款2項2目。民生費県補助金349万9,000円の増額補正は、実績見込みの増による母子・父子家庭医療費助成費補助金、重度心身障害者医療費助成事業補助金及び日常生活用具給付等の増等によるものです。3目。衛生費県補助金383万2,000円の増額補正は、対象児童の増等によるこども医療費助成事業補助金の増によるものです。4目。農林水産業費県補助金29万5,000円の減額補正は、対象者からの補助申請取り下げによる農業・農村の6次産業化支援事業補助金の減、カボチャの研磨機を設置するための園芸ブランド機械整備事業補助金の増によるもので、いずれも補助率10分の10です。6目。教育費県補助金1,134万5,000円の増額補正は、要保護・準要保護児童生徒援助費の小中各認定者の増加に伴う子どもの貧困対策推進交付金の増によるものです。

16款1項10目。教育費寄附金122万円の増額補正は、企業4社からの寄附によるもので、うち22万円は町育英会に対する寄附、100万円は今後の教育事業の財源として、財政調整基金へ積み立てています。12目。ふるさと寄附金2,025万6,000円の増額補正は、ふるさと納税の実績見込みによる計上です。

14ページ、17款1項1目。財政調整基金繰入金7,649万1,000円の増額補正は、第3号補正の歳入歳出を調整するため、基金からの取り崩しを行うことによるものです。取り崩し後の基金残高は10億1,288万7,000円です。

15ページ、19款5項7目。雑入1,919万7,000円の増額補正は、平成29年度実績に基づく介護保険精算還付金及び後期高齢者医療広域連合負担金精算金による増、周辺まちづくり事業における起債利子、過年度分の償還が生じたことによる負担金精算金の増によるものです。

16ページ、20款1項5目。土木債110万円の減額補正は、5ページ、地方債補正で説明した町道整備事業債の増及び都市計画整備事業債の減によるものです。

次に、歳出について説明いたします。今回、各施設において、光熱水費の増額計上がありますが、前期基本料金の単価増が主な要因であるため、各科目での説明は省略いたします。

17ページ、2款1項1目。一般管理費55万5,000円の増額補正は、職員の病休代替臨時職員賃金の計上です。3目。財産管理費84万7,000円の増額補正は、庁舎施設等の修繕料の計上です。5目。財政調整基金費100万円の増額補正は、歳入13ページで説明した教育費寄附金を財政調整基金へ積み立てるための計上です。6目。目的基金費2,256万円の増額補正は、歳入13ページで説明したふるさと寄附金をふるさと応援基金へ積み立てるための計上です。8目。企画費1,202万7,000円の増額補正は、ふるさと納税の増に伴う業務委託料及び公金支払いサービス使用料等の計上です。

18ページ、2款3項1目。戸籍住民基本台帳費10万3,000円の増額補正は、証明発行用の偽造防止用紙が不足する見込みのため、印刷製本費の計上と、自治体窓口証明発行システムの町長名変更手数料が発生し、通信運搬費より利用した分の補正です。

19ページ、3款1項3目。心身障害者福祉費1億1,071万2,000円の増額補正は、歳入8、9ページ、11、12ページで説明した重度心身障害者（児）医療費助成金、障害者自立支援医療費、障害者通所給付費、障害児通所給付費、日常生活用具給付等費、障害者自立支援給付費の計上です。5目。国民年金事務費79万8,000円の増額補正は、歳入10ページで説明した法改正に対応するため、国民年金システム改修委託料の計上です。

20ページ、3款2項1目。児童福祉総務費2,252万8,000円の増額補正は、宮平地内遊び場のフェンス修繕に対する自治会等子どもの遊び場及び遊具等設置補助金の計上、歳入8ページ、11、12ページで説明した児童手当費及び母子・父子家庭医療費助成金の増、平成29年度子ども・子育て支援交付金の実績報告に基づく超過交付償還金の計上です。3目。児童厚生施設費14万5,000円の増額補正は、児童館の光熱水費の増によるものです。

21ページ、4款1項1目。保健衛生総務費1,972万6,000円の増額補正は、ちむぐくる館の設備修繕のため、消耗品から流用した分の補正と、歳入12ページで説明したこども医療費助成金の計上です。

22ページ、4款2項1目。塵芥、し尿処理費55万5,000円の増額補正は、那覇市・南風原町環境施設組合負担金に変更が生じたことによるものです。

23ページ、6款1項3目。農業振興費29万5,000円の減額補正は、歳入12ページで説明した農業・農村の6次産業化支援事業補助金の減及び園芸ブランド機械整備事業補助金の増によるものです。5目。農地費200万円の増額補正は、農業集落排水事業特別会計への繰出金で、内容は同特別会計補正予算で説明いたします。

24ページ、8款1項1目。土木総務費78万3,000円の増額補正は、職員の病休代替臨時

12月11日（第1号）

職員賃金の計上です。

25ページ、8款2項3目．生活環境整備費1,001万円の減額補正は、歳入9ページで説明した地方改善施設整備費補助金の不採択による実施設計委託料の減です。

26ページ、8款4項1目．都市計画費264万6,000円の増額補正は、南風原町都市計画マスタープラン作成委託業務の増と、特別会計繰出金の減によるもので、繰出金の内容については、各特別会計で説明いたします。2目．公園費118万8,000円の減額補正は、台風24号被害に対応したことにより、人夫賃、重機、運搬車、清掃車借料、原材料購入費に不足が生じたことによる補?と、本部公園の光熱水費の増、歳入9ページで説明した社会資本整備総合交付金の減による黄金森公園用地購入費の減によるものです。

27ページ、10款1項2目．事務局費147万7,000円の増額補正は、職員の病休代替臨時職員賃金の増及び当該賃金の不足により、校内防虫処理委託料から流用した分の補?、台風24号、25号の影響で、幼・小・中各学校の草木処理が増加したことによるごみ収集運搬委託料の増、歳入13ページで説明した町育英会への寄附に伴う補助金の増によるものです。

28ページ、10款2項．小学校費、1目．学校管理費1,006万4,000円の増額補正は、平成31年度のクラス増に対応するための管理備品購入費等の増及び各小学校の光熱費の増によるものです。2目．教育振興費636万2,000円の増額補正は、認定者の増による要保護・準要保護児童生徒援助費の増によるものです。3目．学校建設費199万円の増額補正は、翔南小学校において、クラス増に伴う普通教室確保のため、多目的教室の改修工事を行うことによるものです。

29ページ、10款3項．中学校費、1目．学校管理費172万2,000円の増額補正は、南風原中学校の光熱費の増及び平成31年度のクラス増に対応するための管理備品購入費の増によるものです。2目．教育振興費539万円の増額補正は、認定者の増による要保護・準要保護児童生徒援助費の増によるものです。

30ページ、10款4項1目．幼稚園費44万円の増額補正は、津嘉山幼稚園、北丘幼稚園の光熱費の増によるものです。

31ページ、10款5項2目．公民館費196万2,000円の増額補正は、中央公民館の光熱費の増及び事務室の空調室外機の故障による修繕料の計上です。4目．文化センター費5万5,000円の増額補正は、文化センター館内の設備等修繕のため、消耗品費より流用した分の補?です。

32ページ、10款6項1目．保健体育総務費101万円の増額補正は、黄金森公園、山川体育センター、花・水・緑大回廊公園の光熱費の増によるものです。2目．共同調理場運営費246万7,000円の増額補正は、職員の病休代替臨時職員賃金の増、ボイラー用重油及び配送車用燃料の単価上昇により、燃料費に不足が生じたことによるものです。以上が議案第56号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第3号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは何点か質疑をしたいと思います。まず、補正予算ですけれども、具体的な予算がどこなのかわからないので質疑をしたいと思います。冒頭の、きょうの最初にあった町政一般報告の3ページに、学童生活習慣病予防健診というのが実施されたとあるわけですが、これが小学5年生と中学2年生が対象になっていますが、大ざっぱに言うと3分の1ぐらいの受診結果になっています。これがどのような予算で、補正に入ってこないということは、受けていないほかの方々、年度末に向けて再度受けると予算はそのままとなりますが、どういう予算でどういう実施の方法になっているのかを教えてください。

次に、予算書の17ページでふるさと納税関係ですけれども、歳入でもありますが、ふるさと納税がふえて、歳入も増えて、その分、返礼品など出す項目がふえているということは、この制度が町民の皆さんに非常に浸透してきたのかなと。また町外の皆さんにも浸透してきているのかなと考えますけれども、今、テレビ報道などで、いろいろな返礼品の問題が指摘されています。その中で、この返礼品の内訳といいますか、こういった返礼品に人気が集まっているのか。これは納税という趣旨と合わせて、返礼品については町内の産品をピーアールしていく側面もあると思います。そういった点では、返礼品についてもやはり町内の産品がより広く、町外の方に広がっていくということが望ましいわけですけれども、その辺の内訳とかそういったものがわかるのかどうかによって、ふるさと納税の趣旨が達成されているのか。もしくは返礼品目的でやっているとか、いろいろな批判が報道では出ているわけですけれども、その辺がわかるのかどうか、お答えいただきたいと思

12月11日（第1号）

ます。

次に、予算書の20ページ、子ども・子育て支援交付金超過交付償還金がありますけれども、ここで1,126万8,000円という大きな数字があつて、償還金と聞くと、前年度まであつた学童の返還とか、そういったものを連想してしまうのですが、この償還金、実績に基づいての償還であればいいかと思いますが、行政以外の他の機関、学童だったりほかの機関、そういったところに返還を求めるような内容がないか、その償還金の中身についてお尋ねしたいと思います。

次に26ページ、これは都市計画マスタープラン作成業務で増額補正ですけれども、350万円余り増額されていますけれども、これは私の記憶違いだったら申しわけないのですが、もとの予算がたしか500万円ぐらいだったのではないかと記憶していますが、どのような内容で増額になったのか。町政一般報告の中でも、南インター周辺の説明会を開催されたという、そのような報告がされていますけれども、説明会によって計画をどのように変更していくのかとか、そういう絡みがあるのか。その辺を教えていただければと思います。以上です。よろしく願います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず1点目のご質疑の学童生活習慣病予防健診についてでございますが、この予算の不用額の部分については、最終補正で減額の補正を計上いたします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 ふるさと寄附金について2点のご質疑がありましたので、お答えいたします。まず1点目、返礼品の上位の品数等についてお答えいたします。ドラゴンフルーツが93件ありました。沖縄キビまる豚が88件、キーツマンゴー1キログラムが77件、同じく生産地直送キーツマンゴー2キログラムが65件、スターフルーツ57件、また生産者直販マンゴー赤キーツ1キログラムが57件ということで、各種マンゴーは、生産者によって小分けしていますので、一番マンゴーが出ております。また最近では、町内で生産している美ら卵、こちらが最近から出ているようになっております。南風原町の返礼品については3割ということで、高額とかそういったことではなくて、国の指針どおりやっておりますので、また、このふるさと寄附金の目的にも合致した展開を進めているところであります。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 済みません、先ほど1番目の答弁で足りない部分がありましたので。9月1日、9月15日、10月6日と3回実施しておりまして、それでも受けられていない方への追加の健診は予定しておりません。これは、一括交付金を活用した事業尾でございます。最後の請求もまだ来ていない状況ですので、通年、これまでも最終補正で不用額は計上している状況でございます。

それから3点目のご質疑で、子ども・子育て支援交付金、超過交付償還金1,126万8,000円についてでございますが、これにつきましては10事業の合計額でございます。これまでもご説明していますように、補助事業というものは補助金交付申請をして、例えば10割の交付を受けました。事業を実施しました。実績を報告して、9割分しかなかったということ、当然1割分はお返しするものでございます。全てそういった性質のものでございますので、そういった10事業の部分の返還金であります。当然、その中には認可保育園も、14園全ての認可保育園が一つ一つの事業ごとの合計になっていきますので、そういった部分、そこからの返還金もございまして、学童からの返還金ももちろんございます。以上でございます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 26ページの都市マスタープランについて説明します。先ほどの500万円というものは、南インターチェンジ周辺の地区計画の土地利用構想ということで、その土地利用構想の業務で500万円の当初予算でございました。今回の356万4,000円の都市マスタープランの作成業務は、新しくこの分を、今回は基礎調査を行うということで、その後、都市マスタープランの業務を新しく補正として入れた内容でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 順を追って。学童生活習慣病予防健診ですけれども、ここにも書いてあるとおり、非常にいい事業だと父兄の皆さんからもあるので、やはり今後も行うのであれば受診率といいますか、予算はその分あるのしょうから、受診率を高める仕組みを考えていただければということをお願いしたいと思います。

次にふるさと納税、内訳についてはわかりました。非常に町内の産品をピーアールする

12月11日（第1号）

のに有効だという数字の内訳が出ていますので、返礼品の種類とか内容についても、これ
がもっと伸びるようにやっていただければと思います。

次に、20ページの子ども・子育て支援交付金超過交付償還金ですけれども、事業の合計
というのは理解できますし、もとになる金額が非常に多いだろうというのは予測がつく
のですが、先ほど例に挙げたように、償還の種類で、今、実績に基づいて償還されるもの
だと理解していますけれども、以前の学童にあったような、理解の違いでとか、制度の
内容の理解不足でとか、そういった性質のものではないということが言えるのかどうか。
再度その一言だけでもお願いしたいと思います。

あと、マスタープランについてはわかりました。以上、再度、民生部長、お願いしたい
と思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 そのような返還ではございません。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 所管ですから付託されるわけですがけれども、ここで聞いておきたい
と思います。まず、今の概要説明の3ページの一番上ですがけれども、寄附金があったとい
うのは、先ほどの町長の町政一般報告の中でもありましたが、その歳出についてこうな
っているわけです。町政一般報告では、教育に役立ててほしいということであって、22万円
は育英会に、100万円は財政調整基金にということで支出の提案ですがけれども、育英会は
そのとおり、恐らく寄附者からこれは育英会にということであったのだろうと想像しま
す。一般的な教育にということとそういう扱いをしたのだろうと推測するのですが、財政
調整基金に積み立てるということは、財調というのは何にでも使っていい、使い道が特定
されないと理解してしまして、そうすると、この使い道というのは、財調に入れてしま
うと、教育に使うと限定できるのかどうか。寄附者の意思に沿っているのかという点で疑問
が残るものですから、その点はどのように確認するのかお答えいただきたいということ
と、それから、今回だけなのか。ほかの特別会計に対する歳出、繰り出しが、私が気づい
たので2つですがけれども、概要説明の5ページの一番上と、真ん中あたりに、ここでは農
業集落排水への歳出と、繰出金の内容については各会計でということと、内容についてこ
こでは説明がなかったのですが、説明なしでこれを付託されて、はいわかりましたとい
うことになるのかどうか、説明の仕方について、詳しい中身はなくても、ここでも説明し
て、後でまた各会計のところでは、それは委員会ですらやっていただければいいのかなと思っ
て、やはりここで、各会計の繰り出しの概要の説明はあってしかるべきではないかと、付
託を受ける側としてはそのように感じましたけれども、これまでがどうだったのかよく
覚えていませんけれども、そのように感じましたので、その点をお聞きします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず、財政調整基金の積み立てですが、やはりこれは寄附者の
思いがありまして、育英会は育英会へ、町全体の教育に使ってほしいということの要望が
あったことから、今後、教育需要に対応するために、今回は見せる形でその基金を財調に
積むことによって、今後出てくる新年度予算、補正予算に活用していきたいと。教育にか
かる寄附者の思いに応えるような予算編成を行っていきたいということで、財調に積み立
てをしております。また、これまでどおり、他の会計への繰出金については、従来どおり
の説明となっています。その歳出については、個別の特別会計で歳出を計上していますの
で、そこで説明したほうがより詳しい説明ができるということから、これまでどおりの概
要説明としております。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 寄附金のことですがけれども、財調に積み立てるわけだから、今後、
これが教育に使われたと言うためには、財調から繰り入れての教育施策の展開だと。
そこに足りなかった分を財調から幾ら入れましたとしないといけないわけですが、今回も
財調を幾らか取り崩して補正予算を組んでいるわけですね。そのときに、この取り崩し
た財調のうち、教育には幾らということは明示されていないと思います。このような形だ
と、寄附者の意思に沿って、これは教育に使いましたという明示はできないのではない
かということで私は思っていて、その点で、もちろんこれはそういった機会があるのだら
うけれども、そのときに、例えば今回の補正予算の中で、これにも教育部門の歳出が幾つ
ありますよね。文化センターですとか中央公民館ですとか、それから中学校も小学校もあ
るわけだから、当然財調からも入っているだろうけれども、それは幾らかというのはわ
からないわけです。皆さん方だって、それは明示できるわけではないと私は思っています。
この点はどのように説明なさるのか。この点を確認したいと思います。

12月11日（第1号）

それから、特会への歳出については、総務は、それはわからなくてもとにかくオーケーしておけという形に、これまでもそうだったと言われてしまうと、身もふたもないといえますか、やはり総務は、それはあずかりしらぬでいいから、別の特会で点検すればいいということになってしまうというのは、やはり不十分な感じがするのですが、また同じ答弁になるのかな、いかがですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 寄附金の取り扱いにつきましては、やはり寄附者の意思を尊重することが一番大事だと思っておりますので、今後、活用する際には、できるだけ説明できる形で表現してまいりたいと考えております。

また、この繰出金については従来どおり、組まれた特別会計で十分に説明することが大事だと考えていますので、これまでどおりの説明としております。以上です。

○議長 知念富信君 よろしいですか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第56号 平成30年度南風原町一般会計補正予算（第3号）については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第8．議案第57号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長 知念富信君 日程第8．議案第57号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第57号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 平成30年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億860万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第57号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足して概要を説明します。まず2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」について説明します。今回の補正は、国民健康保険税還付金等の増や、平成29年度決算による前年度繰上充用金の確定に伴い補正するものです。歳入歳出からそれぞれ121万1,000円を減額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は47億860万7,000円となります。

では、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。12款4項6目．雑入121万1,000円の減は、今回の補正での歳入歳出調整額を計上しております。

引き続き、歳出について説明します。7ページをお願いします。9款1項1目．一般被保険者保険税還付金278万2,000円の増は、実績見込みの増による計上です。4目．一般被保険者還付加算金2万3,000円の増は、1目．一般被保険者保険税還付金の増に伴う計上です。

8ページです。10款1項1目．前年度繰上充用金401万6,000円の減は、平成29年度決算に伴う計上であります。以上が議案第57号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第57号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第9．議案第58号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 知念富信君 日程第9．議案第58号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

12月11日（第1号）

○副町長 国吉真章君 議案第58号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号） 平成30年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,996万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,475万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第58号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、補足して概要説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、主に浸水対策事業の補助金交付決定額に伴う補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ4,996万3,000円を減額し、補正後の下水道事業特別会計予算額は6億4,475万4,000円となります。

次に歳入について説明します。7ページをお開きください。3款1項2目. 浸水対策下水道補助金3,120万円減は、補助金交付決定額によるものです。

8ページ、5款1項1目. 繰入金160万6,000円の増は、歳出財源の補正によるものです。

9ページ、7款4項1目. 雑入43万1,000円増は、平成29年度消費税確定によるものです。

10ページ、8款1項1目. 町債2,080万円の減は、浸水対策事業の補助金交付決定額によるものです。

引き続き、歳出について説明します。11ページをお開きください。1款1項1目. 下水道事業費4,996万3,000円の減は、地区外からの下水道使用料の料金の処理が発生するためのシステム改修費143万7,000円と柵設置工事費60万円の増はあるものの、補助金交付決定額に伴う事業費分の減として委託料430万円、工事請負費4,670万円、補償費100万円となっております。以上が議案第58号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 質疑をいたします。7ページの歳入、3款1項2目. 3,120万円の減と、それから歳出では、浸水対策下水道補助金の交付額が減で決定されたということだと思っておりますが、具体的にはどの地域、こういった仕事が減になったのか。示していただけませんか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 3月の当初予算の中で組んだときには、まだ配分額が決定していなくて、今回の補正予算は、その後の交付決定ということで減額ということになっております。7ページでは、補助金で3,120万円、60%が補助率ですので、それを事業費に直しますと5,200万円の減ということで、先ほどの11ページの歳出の補正減に伴う委託料、工事費、補償費の分が5,200万円の減額分ということでありまして、場所としましては、当初予定しておりました第2団地、南風原高校の南側付近の雨水ボックスの工事箇所を予定しておりましたけれども、そこの分を減しているというような箇所でございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はございませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第58号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第59号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 知念富信君 日程第10. 議案第59号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第59号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正
ページ(24)

12月11日（第1号）

予算（第3号） 平成30年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,033万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,104万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第59号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、補足して概要説明いたします。まず2ページの「第1表歳入歳出予算補正」について説明します。今回の補正は、保留地処分金及び保留地等借地料の実績により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ4,033万5,000円を追加し、補正後の土地区画整理事業特別会計予算額は7億5,104万3,000円となります。

次に歳入について説明します。6ページをお開きください。1款1項1目．保留地処分金3,933万5,000円増は、実績見込みによるものです。

7ページ、5款1項1目．繰入金252万4,000円の減は、歳入歳出の増減によるものでございます。

8ページ、9款2項2目．雑入352万4,000円増は、保留地等借地料の実績見込みによるものです。

引き続き、歳出について説明します。9ページをお開きください。2款1項1目．事業費100万円増は、事業区域内の維持管理費に要する賃金70万円と原材料費30万円でございます。

10ページ、3款1項1目．積立金3,933万5,000円増は、歳入で説明しました保留地処分金の実績見込みによるものです。以上が議案第59号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。13番大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 お伺いします。保留地処分金3,900万円余り計上されていますが、今年度予定していた保留地処分の計画のうち、これも入れてどういう状況になっているのか。たしか十何筆だったと記憶しているつもりですけれども、件数あるいは面積、いろいろ支障はあると思いますけれども、これでどの程度なのか、ご報告願います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 今年度予定しておりました販売予定は、3件を予定しておりました。当初予算7,248万7,000円がその予定額でございます。それとあわせて、今回、随意契約予定箇所が1件ということで、3件の実績と随意契約1件を予定しまして、今回の補正額が3,933万5,000円ということでございます。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時22分）

再開（午後2時22分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 当初予定しておりました7,248万7,000円は、画地数、件数は一緒でございます。3件です。それで実績は、およそ1億1,000万円程度の実績がございました。報告します。

○議長 知念富信君 よろしいですか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第59号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第11．議案第60号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 知念富信君 日程第11．議案第60号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第60号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） 平成30年度南風原町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

12月11日（第1号）

は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,404万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第60号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、補足して概要説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、汚水桝等設置工事費に伴う補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、補正後の農業集落排水事業特別会計予算額は2,404万4,000円となります。

次に歳入について説明いたします。6ページをお開きください。4款1項1目・繰入金200万円増は、歳出財源の補正によるものです。

引き続き、歳出について説明します。7ページ、1款1項1目・事業費200万円増は、住宅建築に伴う桝及び管路設置工事に要するものです。以上が議案第60号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第60号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、経済教育常任委員会に付託します。

暫時休憩します。

休憩（午後2時26分）

再開（午後2時39分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第12. 議案第61号 那覇市・南風原町環境施設組合規約の変更について

○議長 知念富信君 日程第12. 議案第61号 那覇市・南風原町環境施設組合規約の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第61号 那覇市・南風原町環境施設組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、那覇市・南風原町環境施設組合の共同処理する事務の公園の名称変更と公園の管理運営負担金について那覇市・南風原町環境施設組合規約を別紙のとおり変更する。提案理由としまして、還元施設「環境の杜ふれあい公園」の平成31年4月の一部供用開始に伴い、那覇市・南風原町環境施設組合の共同処理する事務の公園の名称変更と公園の管理運営負担金について、那覇市・南風原町環境施設組合規約を変更する必要があるためこの案を提出いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第61号 那覇市・南風原町環境施設組合規約の変更について、概要を説明いたします。まず、改め文を読み上げて説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。

那覇市・南風原町環境施設組合規約（平成11年沖縄県指令企第424号）の一部を次のように改正する。第3条第4号中「環境の杜ふれあい周辺の公園」を「環境の杜ふれあい公園」に改める。第16条第3号中「還元施設「環境の杜ふれあい」」の次に「及び還元施設「環境の杜ふれあい公園」」を加える。附則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。以上が議案第61号 那覇市・南風原町環境施設組合規約の変更についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 第16条の負担金についてですが、これまでの環境の杜ふれあいと同じように、南風原町15、那覇市85という割合になっていますけれども、改めて、これはごみの搬入量割というのがありますよね。向こうの処理施設の運営負担の割合、あれは搬入量、前年度の量の比率で拠出するようになっていたと思います。還元施設については15対85で固定した経過があるのですが、なぜ15なのか、なぜ85なのかということについて、なかなか

12月11日（第1号）

かない機会ですので、改めてその根拠をお示しください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 議員がおっしゃるとおり、維持管理関係は、ごみの搬入量で負担金は確定していますが、まず還元施設において設置する場合は那覇市85、南風原町15ということで負担割合が決まっておりますので、今回も還元施設の一部の公園であることから、これまで同様に85対15という負担割合が適切だろうということで、今回の提案となっております。

これは当初の85対15の考え方は、ごみの搬入量が80%、地域割人口が5%、均等割が15%、合わせて100%ということで定めております。そのため、ごみの搬入量の80%のうち、比率にするとトータルで那覇市が85、南風原町が15ということで、その3つのごみ搬入割、地域人口割、均等割の3つを合わせて85対15となっております。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時44分）

再開（午後2時44分）

○議長 知念富信君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それはそれで説明になっているのですが、人口はその後、それぞれ何人になるかは明確ではないのですが、搬入割も当然人口に基づいて、あるいはそれぞれの取り組みで動いていると思えますけれども、その点は、以前還元施設の負担割合を決めたときから変化があるはずで、人口も変わっているし、排出量も変わってきているし、それはそのようになっているのかどうか。今でも同じ、それをやると15という数字が出てくるのか。改めて、そこを確認願います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 正式には出しておりませんが、我々の感覚として、人口は南風原町もふえております。伸び率は南風原町が大きいです。また、ごみの搬入量も、残念ながら南風原町がふえているものですから、当時の85対15で、決して高い数字ではないと認識しております。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時46分）

再開（午後2時46分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 大変申しわけありません。議案書の訂正をお願いいたします。第16条第3号中とありますが、3号中ではなく第2号中に修正をお願いいたします。第16条第2号中に修正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

○議長 知念富信君 よろしいですか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第61号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第61号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第61号 那覇市・南風原町環境施設組合規約の変更について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

日程第13. 議案第62号 第二次南風原町地域福祉推進計画の策定について

○議長 知念富信君 日程第13. 議案第62号 第二次南風原町地域福祉推進計画の策定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第62号 第二次南風原町地域福祉推進計画の策定について南風原町議会基本条例（平成25年南風原町条例第38号）第13条の規定に基づき、第二次南風原町地域福祉推進計画を定めたく議会の議決を求めます。提案理由としまして、第一次

12月11日（第1号）

南風原町地域福祉推進計画は、計画期間が平成30年度で終了する。平成31年度から5年間の地域福祉推進に関する取り組みを整え、地域ぐるみの福祉を推進するために第二次南風原町地域福祉推進計画を策定する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第62号 第二次南風原町地域福祉計画の策定について、計画の内容について概要をご説明いたします。

お配りしました議案第62号の資料をごらんになりながら、それからちむぐくるプラン、地域福祉推進計画の計画書をごらんになりながら、確認をお願いします。

本計画は、行政計画である「地域福祉計画」と町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の両計画を一体的に推進するため、平成26年度から一本化し、「南風原町地域福祉推進計画」として取り組みを進めてきているものであります。今回の第二次の計画を策定する際に留意した点が3点ございます。まず1点目につきましては、6ページをごらんください。6ページに記載されておりますように「国の法制度や指針、通知等に基づいて策定」した点であります。それから2点目としては、7ページにありますように「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」、いわゆる「我が事、丸ごと」についても、南風原町内において包括的な支援体制が構築できるよう、本計画の中にしっかりと施策を書き込んであります。3点目として、8ページに記載されております「地域福祉推進計画策定ガイドライン」に示されている事項をもとに、南風原町の実情、その他の各種個別計画との調整、さらに新たに盛り込む項目等についても検討・整理しながら策定しました。本計画は、第1章から第4章で構成されておまして、10ページにありますように、計画期間につきましては平成31年度から平成35年度までの5カ年間となっております。策定に当たった住民参加の手法としまして、12ページにありますように、まず1つ目に「住民アンケート」を実施いたしました。発送数が3,100件に対し、回答数が1,035件、回収率は33.4%となっております。2つ目に、13ページに記載してありますとおり「住民会議」を開催しました。地域福祉に関する「学びの場」を設け、6月から10月までの計11回開催いたしました。それから3つ目としまして、自治会と民生委員に対してアンケート調査を行い、それぞれ課題の整理を行いました。4つ目は、策定委員会開催において、傍聴者の参加も認め、開かれた会議運営に努めるとともに、会議後は議事要旨とあわせて配付資料も公開し、さらにその延長としてパブリックコメントも11月7日から12日の期間を設定し、実施いたしました。

この第二次計画の本編部分についてであります。まず基本目標1についてでございます。29ページから記載しております、「共に支え合うまちづくり」につきましては、「地域福祉活動の推進」、「地域福祉の組織体制強化」、「地域のつながりの向上、強化」、「福祉意識の高揚」、「ボランティア活動の推進」の5つを柱として施策を整えております。特に、本計画の根幹部分である地域福祉の推進に関しては、計画期間である5カ年間で住民の学びの場を継続的に実施し、気づきを得た方々が次のボランティア活動まで進めるよう、町と町社協で連携して取り組む内容が盛り込まれております。続いて、基本目標2についてでございます。42ページから記載しております、「自分らしく自立して暮らせるまちづくり」につきましては、「相談支援の充実」、「情報提供の充実」、「保健福祉サービスの向上」、「生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進」、「権利擁護の充実」の5つを柱として施策を整えております。ここは、国の地域福祉推進計画策定ガイドラインに基づき、福祉分野の包括的な支援体制、子供の貧困対策や虐待防止、自殺予防対策、さらに権利擁護に関する項目を強化しております。基本目標3についてでございます。53ページから記載しております、「安全・安心な人にやさしいまちづくり」につきましては、「地域における防犯対策の推進」、「地域における防災対策の推進」、「移動・交通環境の充実」の3つを柱に施策を整えております。新たな項目としまして、福祉避難所の確保、移動支援の充実を追加し、施策の推進を図ってまいります。以上、「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を基本理念に基本目標3つを掲げ、その施策として13の施策を掲げ、目標達成に向けて取り組んでいく所存でございます。以上、第二次南風原町地域福祉推進計画の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 12ページの住民アンケートのところですけども、発送数が3,100件、回収数が1,035件、回収率33.4%。調査期間は6月28日から7月18日までの3週間。33.4%というのはどうなのでしょう。高いのか低いのか。南風原町民の3分の1の声が

12月11日（第1号）

反映されているということです。その辺をお聞かせください。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 アンケートの結果の数字の信憑性でございますけれども、今回の回答数33.4%、これを標本誤差というところで数式がございまして、その数式に当てはめると、この標本誤差というのがプラスマイナス4%未満という設定がございまして、今回の調査結果からしますと、プラスマイナス2.99%という数字がでましたので、信憑性は問題ないというところになっております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私が言いたいのは、その辺の統計的な処理ではなくて、33%という低さ。私は低いと見ているのですが、その辺のことをお聞きしたいのです。もうちょっと上がってもよかったですのではないかと。上げてよいという状況の努力をしてほしかったということなのですが。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この33.4%が高いのか低いのかという部分で、調査の方法は郵送による配布、回収でございますので、やはりそういう部分で33%しか回答は得られなかったと。直近で、いろいろ町の計画がありまして、そういった場合もアンケートをとりませんが、大よそ33%前後というのが現状でございます。

○議長 知念富信君 よろしいですか。ほかにございますか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第62号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第62号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第62号第二次南風原町地域福祉推進計画の策定について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

暫時休憩します。

休憩（午後2時59分）

再開（午後3時00分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第14. 議案第63号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更について

日程第17. 報告第15号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告について

日程第18. 報告第16号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告について

日程第19. 報告第17号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 知念富信君 日程第14. 議案第63号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更について、日程第17. 報告第15号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告について、日程第18. 報告第16号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告について、日程第19. 報告第17号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告についてを一括議題とします。まず、提出者から報告、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 それでは議案第63号、それから報告第15号、報告第16号、報告第17号、以上の案件につきまして、提案説明の前に議員各位におわびを申し上げます。後ほど副町長、あるいはまた担当の者から詳細につきまして説明がございまして、この案

12月11日（第1号）

件につきましては、本来、専決処分を行いまして、その結果を議会に報告すべきでござい
ますけれども、そのことを失念いたしまして、議会に専決処分の報告をしてございませ
んでした。このたび、議案第63号を提案するに当たりまして、そのことに気がつきま
して、追認ということになりましようか、そういった形で議員各位に報告をいたしま
して、ご理解を賜るということとございませう。今後、そのようなことがないように、私
以下、担当の者、緊張感を持って業務の遂行に当たりたいと考えておりますので、何
とぞ、議員各位のご理解を賜りますようお願いと、それからおわびを申し上げます。
まことに申しわけございませう。内容につきましては、副町長あるいはまた、担当者
から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 冒頭、町長から報告がありましたことと一部重複するかもしれ
ませんが、私より、ただいま議長より、議案第63号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工
事（29-1）の請負契約金額の変更については、関連事案として報告第15号 専決処分「津
嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告について、同
報告第16号並びに同報告第17号については関連しますので、一括議案とすることで、議
長のお許しを得ましたので、順次提案、そして報告をさせていただきたいと思いま
す。

議案第63号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更につ
いて 平成29年6月19日、第2回南風原町議会定例会において議決されました上記の工
事において、契約金額の一部変更がありました。専決処分の方法を誤って解釈し執行した
ことにより議会の追認議決を求めます。記1. 契約の目的 津嘉山第3雨水・第4汚水幹
線工事（29-1）の請負契約金額の変更。2. 契約金額 契約前 186,440,400円。増額
金額 5,670,000円。変更後契約額 192,110,400円。3. 契約の相手方 津嘉山第3雨水
・第4汚水幹線工事（29-1）建設工事共同企業体 代表者 住所 沖縄県那覇市真地
421番地8 1階 商号 有限会社野渡建設 氏名 代表取締役野原茂雄。構成員 住所
沖縄県豊見城市宇田頭103番地2 座安マンション105号 商号 大友建設株式会社 氏
名 代表取締役桃原芳道。4. 主な変更内容 チェックボーリングによる軟弱地盤処理工
改良長増に伴う変更であります。本件は、予定価格が5,000万円以上となる契約であるた
め、本来でありますと議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第
2条の規定に基づき、議会の議決を得るべき工事に該当していただいておりますが、大
変遺憾ながらその点を失念しまして、議会の議決を得ずに設計変更の協議で済ませてしま
ったものであります。このため、本契約を平成30年12月11日にさかのぼって有効とするこ
とについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、改めて議会の追認議決を得
ようとするものであります。詳細については担当の者から説明させますが、本法令、条例
に基づく行政を推進すべき立場にありながら、こうした遺憾な事態を招いてしまいました
ことは、まことに申しわけなく、深くおわびを申し上げますとともに、今後、こうしたこと
が二度と繰り返されないよう、再発防止に万全を期してまいりますので、どう
ぞよろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第15号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の
請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1
項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処
分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1 専決処分事項 津嘉山第3雨
水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由
議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更。専決処分につ
いては10月29日に行っております。1 専決処分事項 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工
事（29-1）の請負契約金額の変更について。（1）変更事項 変更前契約額
189,000,000円。増減金額 △2,559,600円。変更後契約額 186,440,400円。（2）契
約の相手、これは先ほどの議案と一緒にありますので割愛いたします。2 変更した理由
仮設工の転用方法見直しにより減額となったことによるものです。本工事請負契約の締
結については、議会の議決を経て、平成29年6月19日に本契約を締結し、工事を進めてき
たところであります。工事着手後、設計変更のため第1回目の設計変更の協議についてを
平成29年10月19日に請負業者に通知し、協議を開始し、10月24日に同意を得て、当初請負
額から25万9,600円を減じたところである。本案件は、議会の議決を経て締結された工事
請負金額契約について、請負金額の400万円以内の変更であり、専決処分後、速やかに議
会へ報告しなければならない事案であり、改めて専決処分事項として議会へ報告させてい
ただきたいと思っております。

引き続き、報告第16号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請

12月11日（第1号）

負契約金額の変更」の報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1 専決処分事項 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更。専決処分については、同じく10月29日に行っております。1 専決処分事項 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更について。（1）変更事項 変更前契約額 192,110,400円。増減金額 △43,200円。変更後契約額 192,067,200円。（2）契約の相手、以下一緒であります。2 変更した理由 土質試験結果より発生土は埋戻し土に適していないことによるセメント改良工の追加及び、交通誘導警備員の配置見直しによる削減の合算により減額となったものであります。

続きまして、報告第17号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1 専決処分事項 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更であります。専決処分については、同じく10月29日に行っております。以上が議案第63号から報告第15号、同16号、同17号について、一括して提案説明、報告いたしました。その経緯も含めて、内容等詳細については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第63号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事

（29-1）の請負契約金額の変更及び報告第15号、報告第16号、報告第17号について補足説明します。説明に先立ちまして、今回の事案が発生しましたこととお詫び申し上げます。申しわけございませんでした。このたびの議案第63号、報告第15号、報告第16号、報告第17号については、平成29年6月19日の第2回定例会において議決されました工事の契約金額の変更でございます。

議案第63号の資料でご説明します。本工事は、設計変更が4回ございました。毎回変更契約を締結する必要がございましたが、それを失念し、それぞれの累計金額は、最終的な金額387万7,000円ということで、累計金額が400万円未満であったことから、工期末に専決処分により変更契約を締結し、議会に報告するとしておりました。しかし、議会の議決を経た事項の変更については、全て議会の議決を得なければならないのが原則でございますが、累計金額で400万円未満は専決処分して報告すると間違えた解釈があったため、今回の事案が発生したものでございます。それでは、それぞれの変更内容についてご説明します。時系列ごとに、報告第15号、議案第63号、報告第16号、報告第17号の順に説明します。

まず報告第15号の第1回設計変更255万9,600円の減は、浸水防除を促進するため、鉄筋コンクリート管径1,000ミリ、施工延長34メートルの管敷設の追加による増はあるものの、主に土止め加湿材の転用方法の見直しは、全体を1回として転用するというところでございましたが、これを施工ブロック3回、3ブロックございますので、その分の3回転用に変更したことによる減額ということになっております。それに伴いまして、鋼材の賃料と、それに伴う運搬費等が減ということになっております。

次に議案第63号の第2回設計変更567万円の増は、受注者が行ったチェックボーリングにより、基礎ぐいの地盤改良ぐいが全体で172メートル。当初、全部10メートル未満が改良後に285本を予定しておりましたが、チェックボーリングにより10メートル未満が285本から214本に、そして10メートル以上が71本として変更となったもので、進路方向で172メートル深くなったということがございます。あわせて、その10メートル以上の71カ所につきまして、一部、くいを施工する機械が変更になったということがございます。それに伴いまして、施工のくいそれぞれの、10メートル以上に係るくいの施工費、それと機械が変わったことによります機械の分解、組み立て、運搬費が新しくふえたということがございます。

報告第16号の第3回設計変更4万3,200円の減は、現場から発生する土を埋め戻し土に使用するものでございますが、その際に、埋め戻し土が柔らかくて不適切なものですから、セメントを混ぜまして、セメント改良をして、その分が増額ということで、数量が1,011立米の埋め戻し土をセメント改良して、新しく行ったという部分に係る増額分。それと、交通誘導員の配置見直しによりまして、当初132名から85名、47名を減じたものに

12月11日（第1号）

よる減額とあわせまして、4万3,200円の減ということになっております。

最後の報告第17号、第4回設計変更81万円の増は、最終出来高数量による変更でございますが、主に本部公園線道路復旧に伴うアスファルト舗装、道路側溝等実施数量の増によるものでございます。今後は、このようなことが起きないように、議決に付した工事の設計変更事務取扱要綱を作成し、12月4日に関係職員を招集し、要綱の周知徹底、再発防止を図りました。今後ともしっかりと、そういうことがないように管理してまいります。議員各位におかれましては、大変ご迷惑をおかけしましたことを、深くおわび申し上げます。以上で概要説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第63号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第63号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第63号津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

報告第15号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告について、報告第16号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告について、報告第17号 専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終了します。

日程第15. 議案第64号 南風原農業振興地域整備計画の変更について

○議長 知念富信君 日程第15. 議案第64号 南風原農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第64号 南風原農業振興地域整備計画の変更について 南風原町議会基本条例（平成25年南風原町条例第38号）第13条の規定に基づき、南風原農業振興地域整備計画を変更したく議会の議決を求めます。提案理由としまして、平成24年5月に策定した南風原農業振興地域整備計画について、土地需要動向等により見直しを必要があるため提案いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは議案第64号 南風原農業振興地域整備計画の変更について、補足説明します。先ほどの提案理由にございましたとおり、前回、平成24年5月に策定しました南風原農業振興地域整備計画書について、農振法第12条の2に規定するおおむね5年ごとに調査を行い、土地需要動向等により、今回見直しを行うものです。農用地区域の土地を農業以外の目的に利用するためには、農振法に基づき、事前に農用地区域から除外する整備計画書の変更が必要になります。資料1の10ページをお開きください。10ページから12ページに、4地区の土地利用構想をそれぞれ記入しておりますが、①北部地区、②東部地区、④南部地区については、前回と同じ内容となっております。③西部地区については、「特に字照屋の那覇空港自動車道南風原IC周辺は、第五次南風原町総合計画において新規産業集積ゾーンに位置づけられ、産業振興の新たな拠点として都市的土地利用が見込まれます。」を追記しております。

また、資料2の1ページをごらんください。資料2に、今回の農業振興農用地区域の除外について内訳がございますので、1ページをお開きください。今回の農業振興農用地区域の除外候補地面積は、総括表で1万5,419平方メートル、28筆でございます。箇所については、2ページ上段の参考-1表で、宮平地区が3カ所、面積6,922平米、15筆。喜屋武地区3カ所、面積143平米、4筆。本部地区1カ所、面積7,557平米、8筆。神里地区1

12月11日（第1号）

カ所、面積797平米、1筆となっております。それぞれの変更目的では、宮平地区2カ所が住宅用地、1カ所は事業用地と孤立農用地、喜屋武地区は孤立農用地、本部地区と神里地区が事業所用地で除外予定であります。今後のスケジュールとしまして、本議会承認後に30日間の公告縦覧、異議申出の15日間を経て、県と協議し、同意を得て広告を行い運用されることとなります。以上で概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後3時28分）

再開（午後3時30分）

○議長 知念富信君 再開します。

これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をしたいと思います。今回、農業振興地域整備計画の変更ということで、提案資料の中に、おおむね5年ごとの調査を行いという文言がありますけれども、要するにお聞きしたいのは、具体的には今回の変更から、次の変更はいつになるのか。また、変更する都市の、例えば2年前から調査が始まってとか、何年周期でやっていくのか、その工程を教えてくださいということが1点。

もう1点は、最近、隣接する南城市でも同じような除外の説明会がありまして、南城市は那覇広域から抜けて独自の都市計画になっているというお話を聞きますけれども、その説明会の中で年に2回、農振除外の受け付けをしているというお話がありました。そういう中で、南城市に住んでいる、もしくは住んでいたことがある人に関しては2年に1回だけれども、市外の地権者に関しては10年スパンだという説明があつて、10年だと非常に長い。年2回だと非常に丁寧だと感じるわけですが、制度上その辺がどうなっているのか。これは南城市独自で、那覇広域圏内に関しては全て南風原町同様の手続になっているのか。隣接する市町村が幾つかありますので、共通しますのでそれを教えてくださいと思います。

3点目に、今、農振除外の計画変更ですけれども、そもそも、説明でもありましたが、農用地を維持する、確保するというような観点だと理解しています。そういった中で、除外ではなくてかけかえとか、農地をふやすような計画、それについてはどうなっているのか。資料の中でも農用地以外の、例えば森林原野ですとか、主にはそれですけれども、農用地以外の用途の土地がありますよね。例えば、農振から外れているけれども、なぜかという、この前の説明会の中でここを外すためにかけかえをしてもいいかとか、そういった説明もあつたものですから、新たに農用地に指定するとか、そういったことについては、どのようになっているのか。その3点を教えてくださいと思います。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 2点目から説明します。2年に1回と10年に1回ということでありましたけれども、私ができる範囲では、農業振興地域整備に関する法律というのがありまして、それで5年に1回、おおむね基礎調査を行うということです。今回やっているのは、基礎調査を行うのは法律で5年に1回と定められていまして、その結果、調査によって変更が生じた場合に、今回提案しているように計画書の見直しがあるという考え方をしていますので、年に2回というのは把握しておりません。以上です。

次は整備計画書のほうで、南風原町が今回提案しているのは除外ということになりますけれども、先ほどお話しがあつたように、この計画書は、今回は除外だけ提案していますけれども、本来は除外もあつて編入もあります。これは2つあるということです。今回は、編入する箇所がなかったという形になります。

続きまして森林の話がありましたけれども、原野ですね。今回も整備計画書の中で8ページの表がありますけれども、用途区分、農地がありまして、現況、将来、増減とありますけれども、議員がおっしゃったように、下のほうの注意書き③の欄に、なお、将来欄は森林・原野等を加えた面積であるということで、要は農地をふやすというのは、南風原町では森林や原野を新しく耕す、開墾してふやせるのではないかという計画になっています。議員からお話しがあるように、場所を新しく編入というのは、南風原町としては、そういう場がないといいますか、現状では厳しいという形で、そういう捉え方で今回の計画を進めています。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 1点目の回答がまだされていないかと思いますが、そこを私が補足説明をしていきたいと思っています。5年ごとに見直しをするということの中で、

12月11日（第1号）

次はいつかという話がありましたけれども、基本的に平成30年、今度やりますので、次は定期的な見直しは平成35年ということですが、それは前の年に基礎調査、委託費をかけて大体1年、2年単位ぐらいでやっているのが現状でございます。今も、現決定分も平成28年から基礎調査をして、平成29年で当初、決定予定をしていたのですが、いろいろと南インターチェンジ周辺のものでございまして、平成30年に、今回の状態になっているということですが、それと、除外等の見直しにつきましては、地権者からの要望等は随時行っているということですが、それと5年の定期見直し以外に、例えば都市計画区域、都市計画の事業を導入するということが、定期ではなくてその都市計画決定の事業とあわせて格好で、農振の除外をするということも定期とは離れたものであるということもございまして、それと関連しまして、今回、南インターチェンジにつきましては、今回の計画からは抜けておりますけれども、そこら辺も定期より離れた格好で、もう少し早くそういったものを都市計画の事業とあわせて、南インターチェンジの農振のほうも見直していきたいと思っております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 南風原町だと、町域が狭い中で農地を確保するという視点はもちろん大事ですが、実際問題は、除外をして家を建てたいとか、そういったニーズはあると思います。そういった中で、今の答弁から行くと、定期的な見直し以外であっても、随時相談とか除外については、期間を設けて受け付けとかではなくて、担当課で聞いていただいて、その可能性とかそういったものは、受け付けとは言わないかもしれないのですが、地権者の要望は聞いているという理解で、さらに定期的な見直しについてはおおむね二、三年をかけて調査をして見直しをします。次が5年後という平成35年ですから、平成33年あたりからはそういった調査が始まって、おおむね平成35年には次の見直しがある。このような理解でよろしいかどうか、再度確認をしたいと思います。

あと2点目ですが、この制度の違いによって、除外に当たっては県の担当課とかいろいろな計画と調整が必要だと思いますけれども、年2回の受け付けというのと、10年スパンという中身については把握していないという答弁でしたけれども、これは先ほど言った南城市と南風原町との制度の違いなのか。那覇広域に入っている市町村は、おおむね、その実施する計画、年次、そういったものについても違うのか。例えば南風原町は平成30年に変更ですが、豊見城市は平成31年とか、西原町は平成32年とか、市町村によって計画が違うのかどうか。そういったことを知りたいものですから、制度をわからなければわからないで、制度の違いであるということだけでも答弁していただけたらと思います。今の2点、再度お願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず1点目の解釈につきましては、議員がおっしゃるような考えでよろしいかと思います。

2点目の、南城市では年に2回というものを把握してございませぬけれども、見直しは各行政で整備方針を、基本的には県がつくったら、それぞれ市町村もつくるのが地域整備計画書をつくるということがございませぬけれども、各行政で違いますので、そこは一斉ではないということがあります。南風原町は、本来でしたら平成29年に定めるべきところを、諸事情がございまして平成30年で定めようということになります。そういったように、各自自治体によって定めた年が違うということですが、

あと、那覇広域都市計画とどうのこうの、多分都計法と農振法、また農地法、いろいろと法律が違いますので、今の見直しの話は農振法に基づく見直し、5年に一遍というものが法律で定められた見直しということですが、そこは都計法とは違うということですね。法律が違うということで、そういうご理解でお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第64号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第64号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第64号

12月11日（第1号）

南風原農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

日程第16. 報告第14号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 知念富信君 日程第16. 報告第14号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第14号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。専決処分については、10月30日に行っております。1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2 相手方、記載のとおりであります。3 概要 自立支援医療費（更生医療）の給付において、事務処理の瑕疵により自立支援医療費（更生医療）の受給認定を受けることが出来ず、本来自立支援医療費で給付すべき額32,900円が本人負担となったこととあります。4 損害賠償額 32,900円。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 報告第14号について、まず概要説明をする前に、本案件につきまして、申請者ご本人様に多大な迷惑をおかけしましたこと、そして町民の信頼を損ねたこと、さらには町の財政の負担となってしまったことを深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

概要を説明いたします。自立支援医療費、いわゆる更生医療の手術におきましては、手術日までに申請手続を済ませておく必要があることから、急を要するために、医療機関、それから沖縄県更生相談所とはファクスによってやりとりをすることになっております。今回、医療機関からファクスによって更生医療の仮申請書を受け、更生相談所へファクスにて仮申請書を送信しました。その後、医療機関から手術日の変更の電話連絡があり、病院へは再度仮申請書を提出させました。その後、本来でしたら更生相談所へ手術日の変更についてファクスすべきでありましたが、職員がその事務処理を失念してしまったために、更生相談所での自立支援医療費の受け付けが受理されなかった案件でございます。結果的に、更生相談所へは何度か受理を依頼してきましたが、結果的には受理できないということで、そのために自立支援医療給付においては、本人が受給認定を受けることができずに、3万2,900円が本人負担となってしまった事案でございます。この件につきましては、申請者の責めによるものではなく、事務処理の失念に起因するということから、申請者の方へそのまま負担させるということではなく、町の予算から3万2,900円を支払うということで、専決処分により対応させていただきました。これまで班の中、課の中、そして部の中と、報告、連絡、相談を再三確認、指示してきましたが、このような事態となってしまいました。今回の件を深く反省しまして、再度報告、連絡、相談、業務の進捗管理の徹底を指示し、しっかり進捗管理を行うことで、再発防止に努めてまいります。まことに申し訳ございませんでした。

○議長 知念富信君 ただいまの報告について疑義がありましたら質疑を許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第14号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

日程第20. 報告第18号 専決処分「津嘉山小学校校舎改築工事（建築）の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 知念富信君 日程第18. 報告第18号 専決処分「津嘉山小学校校舎改築工事（建築）の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第18号 専決処分「津嘉山小学校校舎改築工事（建築）の請

12月11日（第1号）

負契約金額の変更」の報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1 専決処分事項 津嘉山小学校校舎改築工事（建築）の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更。専決処分については、10月19日に行っております。1 専決処分事項 津嘉山小学校校舎改築工事（建築）の請負契約金額の変更について。（1）変更事項 変更前契約額 56,160,000円。増額金額 2,916,000円。変更後契約額 59,076,000円。（2）契約の相手 住所 沖縄県那覇市古島1丁目9番地の12 商号 株式会社大宜見組 代表取締役大宜見英夫。2 変更した理由 金属製建具工事で現場の状況により建具の形状を変更した事と、多目的教室へ黒板を追加した事により増額となったためであります。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それではご報告申し上げます。工事の概要です。津嘉山小学校校舎改築工事において変更が生じたのは、主な施工内容としては、金属製建具工事の増築部分の荷重の軽量化を行うために、建具の形状を変更したことによります。それから、仕上げユニット工事で多目的教室へスライダ黒板を追加することによる変更になりますが、資料の後ろの4ページをごらんください。建具の変更としましては、教室の増築におきまして、ピロティの部分に一部コンクリートブロックづくりの壁の間に建具をつくらうとしたことが当初の設計でしたが、それを建具だけで吐き出しのような形への、開口部を大きくする形の変更を行いました。これは先ほども説明したのですが、増築部分の荷重の軽量化を行いなさいということで土木事務所から指摘があったことによるものです。それからスライダ黒板ですけれども、スライダ黒板の部分につきましては、当初、廊下部分として多目的の用途は考えていなかったのですが、津嘉山小学校におきましては、もともと多目的のスペースに普通教室等が増築されたことによって、多目的ルームが足りないということで、スライダ黒板を設置してほしいという要望が途中であったので、その変更という形になっております。以上、説明を申し上げます。

○議長 知念富信君 ただいまの報告について疑義がありましたら質疑を許します。（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第18号 専決処分「津嘉山小学校校舎改築工事（建築）の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終了します。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は、全部終了しましたので、本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後3時54分）